

SDGs 未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

第5次としま男女共同参画推進プラン (案)

第5次豊島区男女共同参画推進行動計画

第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画

第2次豊島区女性活躍推進計画

豊島区男女共同参画都市宣言

副都心の「にぎわい」と豊かな歴史の中で、
多くの芸術、文化をはぐくんできたまち。

性別や世代、国籍の違いを越え、
多様な人々が暮らし、働き、集うまち。

わたしたちは、お互いの人権を尊重し、
活力と輝きに満ちた豊島区の実現をめざし、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

ひと ひと 女と男 一人ひとりがその人らしく

性別などの違いにかかわりなく、お互いの個性を尊重し合い
自分らしく生きたいという気持ちを大切にしていこう。

分かち合い 助け合い

家庭、職場、地域それぞれの場で出あう喜びや困難は、分かち合い、
お互いに助け合おう。

ともに暮らしたい 豊島のまちで

誰もが健康で安心して暮らしていく、そんな願いが実現できる
豊島区をみんなでつくっていこう。

豊島区民として 地球市民として

男女共同参画、平和、地球環境の大切さを、豊島区から世界に向けて
発信していこう。

平成14年2月15日

豊 島 区

区長あいさつ

目 次

第1章 プランの策定にあたって	1
1 プランの背景	2
(1) 策定の目的	2
(2) SDGs の達成に向けて	3
(3) 国の動向	6
(4) 東京都の動向	8
(5) 豊島区の取組み	9
2 プランの性格	10
3 プランの期間	11
4 条例の基本理念と目指すまちの姿	12
(1) 条例の改正と将来像	12
(2) 豊島区の目指すまちの姿（プランの目標）	12
5 豊島区配偶者等暴力防止基本計画	14
(1) 策定の目的	14
(2) 計画の位置付け	14
6 豊島区女性活躍推進計画	15
(1) 策定の目的	15
(2) 計画の位置付け	15
7 プランの体系図（目標と施策の方向、施策）	16
第2章 プランの内容	19
目標1 すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち	20
施策の方向（1）DVの根絶と支援体制の充実	20
施策の方向（2）性と生に関する健康支援	30
施策の方向（3）多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備	35
目標2 あらゆる分野で女性が輝けるまち	40
施策の方向（4）働く場における男女平等の推進	40
施策の方向（5）家庭生活と仕事の両立支援	45
施策の方向（6）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	50
目標3 すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち	54
施策の方向（7）学習・啓発による男女共同参画意識の向上	54
施策の方向（8）地域活動における男女共同参画の推進	58
プランの積極的な推進	62

第3章 プランの推進	65
1 プランの推進体制.....	66
2 プランの評価・進捗管理.....	67
参考資料	69
1 用語解説.....	70
2 男女共同参画推進会議委員名簿.....	75
3 プラン策定にあたって開催した会議の開催経過.....	76
4 豊島区男女共同参画推進条例.....	78
5 男女共同参画社会基本法.....	86
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	93
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	107
8 男女共同参画のあゆみ年表.....	120

*文中の_____については、70 頁～74 頁にて用語解説をしています。

第1章

プランの策定にあたって

(1) 策定の目的

豊島区は、平成 15 年（2003 年）に「豊島区男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。そして、平成 31 年（2019 年）4 月には同条例を改正し、多様な性自認・性的指向（37 ページ コラム参照）の人々が抱える困難を「性別に起因する人権課題」と捉え、同条例の中に位置づけるとともに、豊島区パートナーシップ制度を規定しました。

また、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすいことや暴力にさらされやすいことが指摘されています。女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、配偶者等による暴力（「ドメスティック・バイオレンス」以下「DV」という。）は深刻な社会問題となっています。

そのため、貧困や暴力、偏見による差別等を根絶し、すべての人の人権と多様性が尊重され、安心して暮らせる地域社会を実現することが求められています。

人生 100 年時代の到来が言われる現代において、持続可能な働き方を実践することは自己実現につながり、生涯にわたって豊かな人生をもたらすと考えられるため、誰もが希望に応じた働き方や生き方を選択できることが求められます。そのため、区民、事業者に対してワーク・ライフ・バランスの意識のさらなる向上を図るとともに、男女共に育児・介護休業を取得しやすい環境やハラスメントの防止など、働く場における男女平等を推進することが重要です。

また、労働分野に限らず、あらゆる場面で人口の約半分を占める女性の視点が生かされることとは、多様性が確保された、誰にとっても暮らしやすい社会の実現につながります。政治や経済、学術、地域活動などの様々な場における方針決定過程への女性の参画を、さらに推進していく必要があります。

5 年ごとに実施している「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（以下、「区民意識調査」という）の令和 2 年度（2020 年度）の結果では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に否定的な区民の割合が、前回調査から大幅に増加しました。しかし、「今の社会が男女平等になっている」と考えている区民の割合は、平成 23 年度（2011 年度）に実施した調査から減少の一途をたどっています。このことから、性別役割分担意識の変化はあるものの、必ずしも実態が伴っていないことが伺えます。政治の場や家庭の中、社会通念・慣習など、社会の様々な場面で未だ男性の方が優遇されていると感じている人が多い状況にあるため、あらゆる場面、すべてのライフステージで男女共同参画について学び、行動につなげることが必要です。

このような背景の下、区民の男女共同参画意識のさらなる向上やDVの根絶、女性の活躍に向けて取り組むべき施策・事業を総合的かつ体系的に推進するために、「第5次としま男女共同参画推進プラン」すなわち「第5次豊島区男女共同参画推進行動計画」、「第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画」及び「第2次豊島区女性活躍推進計画」を策定しました。

(2) SDGsの達成に向けて

SDGsの概要

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性の5つを特徴としています。



SDGsにおける男女平等・男女共同参画

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、前文において17の目標と169のターゲットは、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す。」としています。

また、17の目標のうち、目標5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」として、差別の撤廃や暴力の排除、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスの確保、実現技術の活用の強化など、9つのターゲットが示されています。

目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

5. 1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5. 2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空间におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5. 3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5. 4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5. 5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5. 6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5. a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5. b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5. c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

豊島区の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」への選定

豊島区は令和2年（2020年）7月に、内閣府よりSDGsへの優れた取組みを行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。「SDGs未来都市」はSDGsの理念に沿った取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を選定するものです。豊島区では、区が強みとする「公と民の連携“オールとしま”」や「国際交流・まちづくり事業など東アジア文化都市のレガシー」をフル活用し、「“まち全体が舞台の誰もが主役になれる”国際アート・カルチャー都市」を実現していきます。

また、その中で特に先導的な取組みとして、「国際アート・カルチャー都市実現戦略推進事業」は「自治体SDGsモデル事業」にも選定されました。同事業では、経済・社会・環境の三側面における課題の解決に向けて事業を実施するとともに、三側面をつなぐ統合的取組みとして、「公民連携による都市空間活用プロジェクト」を推進しています。

「としまSDGs都市宣言」の制定

豊島区は令和2年（2020年）10月に、SDGsの理念等を踏まえた持続可能なまちづくりを公民連携により推進するため、「としまSDGs都市宣言」を制定しました。同宣言では、SDGsの実現に向けて、経済・社会・環境の好循環が生まれる持続可能なまちづくりを推進することに加え、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、行動することを宣言しています。

SDGsと本プランの関係

豊島区は「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、さらに「としまSDGs都市宣言」を制定しているなど、SDGsの達成に向けた取組みに力を入れています。そのため、「豊島区基本計画（後期）」では、すべての施策に「SDGsの推進」の視点を入れており、本プランにおいても、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会を実現することを目指して策定しました。

本プランで掲げる将来像の「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち～ジェンダー平等の実現を目指して～」を実現することは、男女共同参画に特に関係の深いSDGsの目標である「5 ジェンダー平等を実現しよう」の達成につながるだけでなく、SDGsすべての目標にも寄与するものです。

そのため、本プランを推進することは、SDGsの達成につながっていくとの認識の下、着実に取組みを推進していきます。

(3) 国の動向

改正育児・介護休業法の施行（42 ページ コラム参照）

平成 29 年（2017 年）1 月 1 日及び 10 月 1 日に、改正育児・介護休業法が施行されました。この改正では、介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和、育児休業取得期間の延長、育児目的休暇制度の努力義務創設などが定められています。

また、令和元年（2019 年）12 月には、改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針が施行され、令和 3 年（2021 年）1 月 1 日より、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

平成 30 年（2018 年）5 月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が施行されました。令和 3 年（2021 年）6 月には、政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていることや、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要であることを背景に改正が行われました。政党その他の政治団体の取組みの促進、国・地方公共団体の施策の強化、関係機関の明示、国・地方公共団体の責務等の強化などが示されています。

配偶者暴力防止法の一部改正

配偶者暴力防止法の一部改正を含む児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が令和元年（2019 年）6 月に成立しました。この改正によって、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

職場におけるハラスメント防止対策の強化

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止措置が義務付けられています。また、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、令和2年（2020年）6月1日より、職場におけるハラスメント対策が強化されました。パワー・ハラスメントについては、「①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害すること」と定義し、パワー・ハラスメント防止のために、事業主に対して相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けています。

また、性的指向・性自認に関する言動や、望まぬ暴露であるいわゆる「アウティング」は、上記の定義の3つの要素を満たす場合に、職場におけるパワー・ハラスメントに該当します。さらに、セクシュアル・ハラスメントについては、国、事業主及び労働者の責務の明確化や事業主に相談した労働者に対する不利益扱いの禁止などが定められています。

第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2年（2020年）12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。本計画では、目指すべき社会として以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成を促進していくとしています。

【目指すべき社会】

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(4) 東京都の動向

東京都男女平等参画推進総合計画の策定

平成 29 年（2017 年）3 月に、「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。同計画は、「東京都女性活躍推進計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成し、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として策定されました。また、同計画では、ポジティブ・アクションの促進やワーク・ライフ・バランスの実現、働く場にとどまらない活動機会の拡大、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組みを中心に進めていくとしています。なお、同計画は令和 3 年度末までに改定する予定となっています。

東京都子供への虐待の防止等に関する条例の施行

平成 31 年（2019 年）4 月、「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行されました。同条例は、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組みを推進し、虐待から子どもを断固として守ることを目指しています。

東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

令和元年（2019 年）12 月に性自認及び性的指向に関する基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにした、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。同計画では、性自認及び性的指向を理由とする不等な差別の解消及び啓発、教育等を推進するため、「声を上げられない当事者に寄り添い、多様な性のあり方を尊重し合う風土を醸成し、オール東京で誰もが輝ける社会を実現する」という基本方針の下、必要な取組みを推進していくとしています。



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

1892 年の近代オリンピック第 1 回大会の出場選手は男子のみでした。1900 年パリ大会で初めて女子選手の参加が実現しましたが、全選手 997 人の内、わずか 22 人でした。それから 1 世紀以上が経った 2014 年、IOC が採択した「オリンピックアジェンダ 2020」において「男女平等を推進する」と示され、2021 年の東京大会では約半数が女子選手となり、その数は史上最高でした。

さらに、「多様性と調和」を掲げた東京オリンピック憲章では人種や肌の色、性別、性的指向、障害をはじめとしたあらゆる差別に反対しています。カミングアウトした多様な性自認・性的指向の選手数も史上最多となりました。

(5) 豊島区の取組み

区ではこれまで、以下のような取組みを行ってきました。

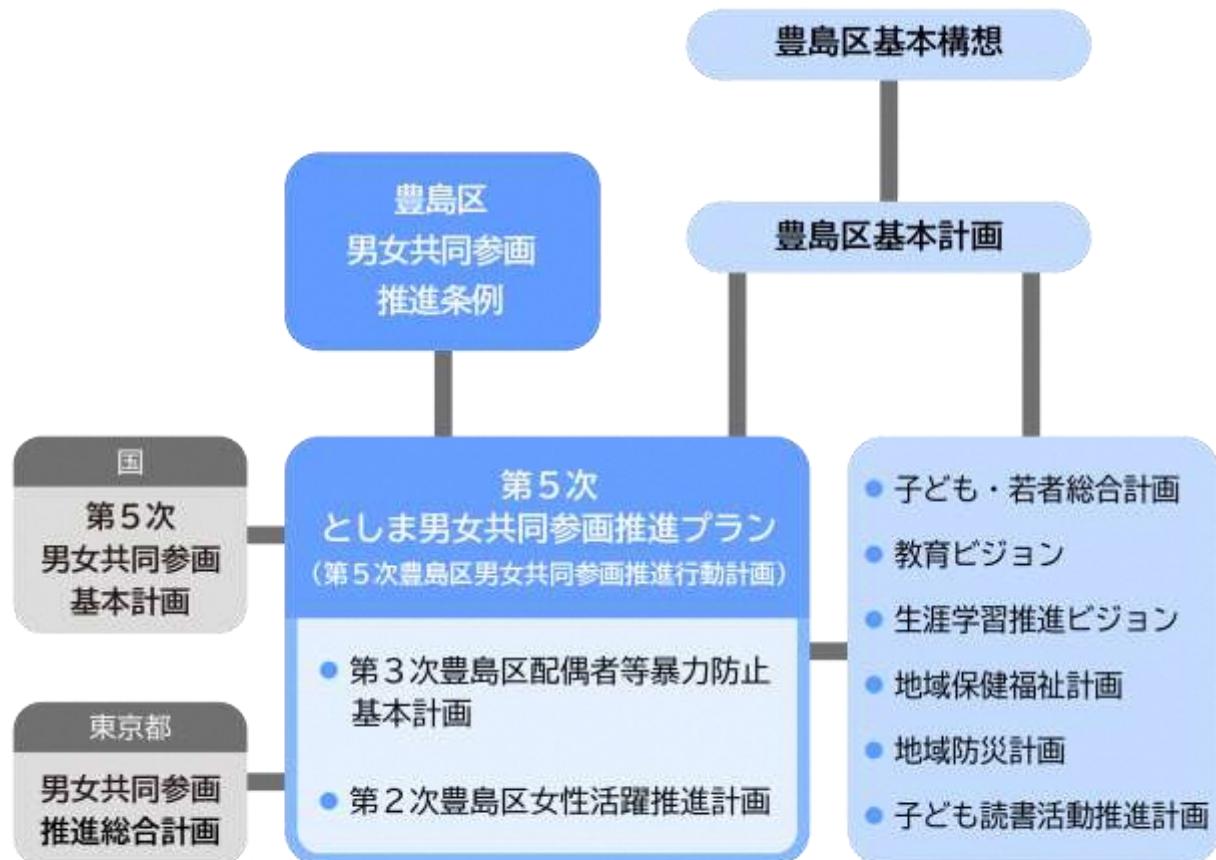
年	動き	内容
昭和 63 年 (1988 年)	「男女共同社会をめざして～としま 150 プラン～豊島区婦人行動計画」策定	豊島区婦人行動計画策定委員会設置
平成 4 年 (1992 年)	豊島区立男女平等推進センター開設	豊島区男女平等推進センター運営委員会設置 講演・講座、総合相談などの事業を実施
平成 13 年 (2001 年)	「第 2 次としま男女共同参画推進プラン」策定	豊島区男女共同参画推進会議設置
平成 14 年 (2002 年)	「豊島区男女共同参画都市宣言」採択	区民一人ひとりの人権が性別などの違いにかかわりなく尊重され、その人らしく暮らしていくまちの実現をめざすことを宣言
平成 15 年 (2003 年)	「豊島区男女共同参画推進条例」制定	男女共同参画社会の実現を目指し、6つの基本理念を規定
平成 24 年 (2012 年)	「第 3 次としま男女共同参画推進プラン」策定	プランの一部を「豊島区配偶者等暴力防止基本計画」として位置付け、「性的少数者の人々への理解の促進」を事業として掲示
平成 25 年 (2013 年)	「虐待と暴力のないまちづくり宣言」採択 豊島区配偶者暴力相談支援センター設置	家庭内や親密な間柄で起きる虐待や暴力のないまちを目指した、全国初の都市宣言 配偶者等暴力防止施策の充実を目指し、設置
平成 28 年 (2016 年)	「第 4 次としま男女共同参画推進プラン」策定	プランの一部を「豊島区女性活躍推進計画」として位置付け
平成 30 年 (2018 年)	「審議会における女性委員の比率向上計画」策定	令和 3 年度（2021 年度）末までに女性委員比率 40% 以上を目標とした計画を策定
平成 31 年 (2019 年)	「豊島区男女共同参画推進条例」改正	パートナーシップ制度を位置付け 「性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「性自認又は性的指向の尊重」を加え、8つの基本理念を規定
令和 2 年 (2020 年)	「SDGs 未来都市」・「自治体 SDGs モデル事業」に選定	東京の自治体で初めてダブル選定され、2030 年までに達成すべき様々な課題に向けて取組みを推進

2 プランの性格

本プランは、豊島区男女共同参画推進条例第10条に基づき策定する「豊島区男女共同参画推進行動計画」であり、国の男女共同参画社会基本法第9条ならびに第14条に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けます。

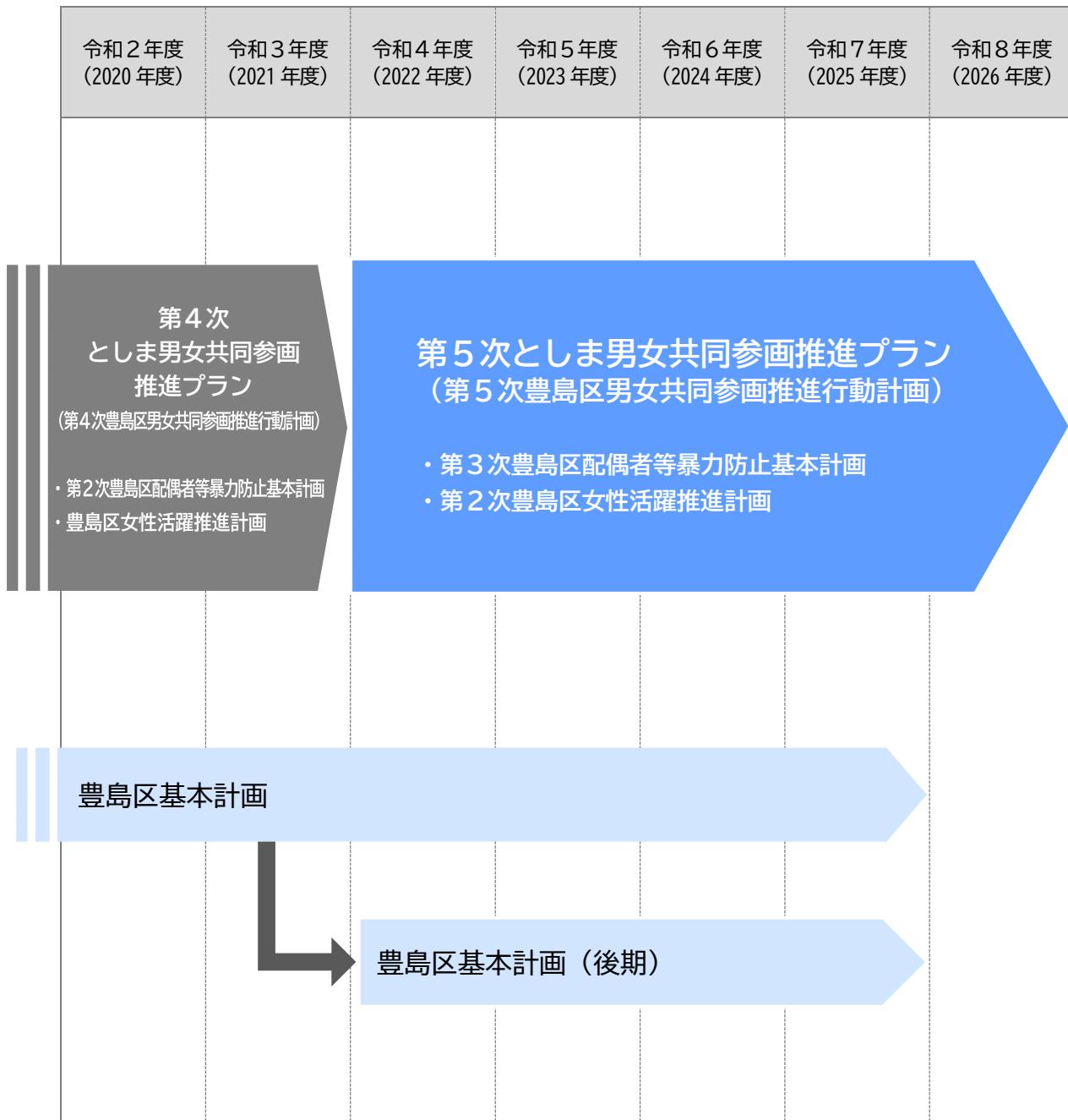
また、本プランの目標1の施策の方向（1）「DVの根絶と支援体制の充実」は、「豊島区配偶者等暴力防止基本計画」として、また、本プランの目標2「あらゆる分野で女性が輝けるまち」は、「豊島区女性活躍推進計画」として位置付けます。

本プランは「豊島区基本計画」の分野別計画であり、豊島区における男女共同参画の推進にかかる理念や基本的な方向を明らかにしており、区民、事業者、区が協働して男女共同参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。施策の推進にあたっては、その他の区の分野別計画との整合性を図っています。



3 プランの期間

本プランの期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間です。なお、本プランに包含される第3次豊島区配偶者暴力等防止基本計画及び第2次豊島区女性活躍推進計画も令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間を計画期間としています。



(1) 条例の改正と将来像

豊島区では、平成 15 年（2003 年）に「豊島区男女共同参画推進条例」を制定しました。同条例においては、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性別等に起因する人権侵害を受けることなく、1 人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い、ともに暮らす「男女共同参画社会の実現」を目的として、基本理念並びに豊島区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 31 年（2019 年）には、多様な性自認・性的指向の人々が抱える課題を「性別に起因する人権課題」と捉え、パートナーシップ制度に関する規定を追加するとともに、現在の社会状況に対応するため、同条例を改正しました。この改正に伴い、条例の基本理念に新たに、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「性自認又は性的指向の尊重」の 2 つの項目を加えています。

本条例に基づく様々な施策を通し、本プランの将来像である『すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち』を目指します。

(2) 豊島区の目指すまちの姿（プランの目標）

「豊島区男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく豊島区の将来像は、「すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち」です。その将来像を実現するために、3 つの目標を定めました。

1. すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

すべての人が性別等に起因する暴力や差別、偏見などの人権侵害や貧困などの生活上の困難を抱えることなく、安心して健康的な生活を送ることができるまちを目指します。

2. あらゆる分野で女性が輝けるまち

働く場における男女平等を目指することで、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現するとともに、政策や方針決定過程において女性が個性と力を発揮できることで、男女が対等に輝くまちを目指します。

3. すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

すべてのライフステージにおいて、男女平等や男女共同参画意識の形成や行動変容のきっかけとなる学びを通して、家庭、地域、職場などあらゆる場に男女共同参画の視点をもって参加することができるまちを目指します。

豊島区男女共同参画推進条例

条例の目的

豊島区の男女共同参画社会の実現

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| I すべての人の自立と人権の尊重 | V 家庭生活と社会生活の両立 |
| II 社会活動における選択の自由 | VI 外国籍等住民に対する基本理念の実現 |
| III 決定過程への参画促進 | VII 性自認及び性的指向の尊重 |
| IV 性と生殖に関する健康と権利の尊重 | VIII 幼児教育、学校教育及び生涯学習の取組み |



第5次としま男女共同参画推進プラン

【プランの将来像】

すべての人が互いの人権と多様性を尊重し、共に暮らせるまち
～ジェンダー平等の実現を目指して～

目標 1

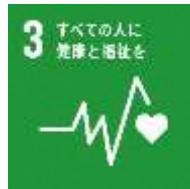
すべての人が
人権を尊重し、
安心して
暮らせるまち

目標 2

あらゆる分野で
女性が輝けるまち

目標 3

すべての人が
男女共同参画を学び、
行動できるまち



5 ジェンダー平等を
実現しよう



8 繁きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



16 和平と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう





(1) 策定の目的

豊島区では、平成15年（2003年）に「豊島区男女共同参画推進条例」を制定し、性別に起因する差別的取扱いなどの人権侵害を行ってはならないと規定しました。そして、平成23年（2011年）12月に第3次男女共同参画推進プランの重点課題1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「豊島区配偶者等暴力防止基本計画」に位置付け、国や東京都の動きと合わせながらDV被害防止の取組みを推進してきました。さらに、平成25年（2013年）には、全国初の「虐待と暴力のないまちづくり宣言」を行いました。しかし、配偶者等による暴力は増加しており、配偶者間等の暴力に対する理解は十分に広がったとはいえない状況です。また、近年の法改正の趣旨などを踏まえ、DVの防止と被害者の保護とともに、次世代への暴力の連鎖のリスクを食い止めるためにも児童相談所との連携など児童虐待防止対策を推進することも期待されます。

このような背景の下、区民・団体・事業者等が一体となってDVの根絶に向けた、さらなる取組みを推進するため、第5次男女共同参画推進プランと一体となった「第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画」を策定しました。

(2) 計画の位置付け

第5次男女共同参画推進プランでは、男女共同参画の実現を図るとともに、人権尊重のまちづくりを目指すためにも配偶者等へのあらゆる暴力を根絶することを目指し、目標1の施策の方向（1）「DVの根絶と支援体制の充実」を「第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画」と位置付けます。

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という）」（平成13年（2001年）施行）第2条の3第3項に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。

6

豊島区女性活躍推進計画



(1) 策定の目的

近年、女性の就業率が上昇する中、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することを目的に、平成27年（2015年）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

そのため、豊島区では平成29年（2017年）に「女性活躍推進計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育てや介護支援施策の充実、管理監督者への女性の積極的な登用に力を入れてきました。しかし、区民意識調査によると「育児・介護休業制度を取得しやすい」と思う人の割合はおよそ6割となっており、未だ十分とは言えない状態です。

このような現状の下、区における女性の活躍推進とあらゆる分野の政策・方針決定過程への参画を図るため、第5次男女共同参画推進プランと一体となった「第2次豊島区女性活躍推進計画」を策定しました。

(2) 計画の位置付け

第5次男女共同参画推進プランでは、男女共同参画の実現を図るとともに、女性の職業生活における活躍の一層の推進を目指し、目標2「あらゆる分野で女性が輝けるまち」を「第2次豊島区女性活躍推進計画」と位置付けます。

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の2に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」に相当するものです。

プランの体系図(目標と施策の方向、施策)



施 策

- ① 区民及び職務関係者に対する啓発の促進
- ② 早期相談・早期発見体制の充実
- ③ 被害者保護体制の充実・整備
- ④ 被害者の自立支援
- ⑤ 配偶者暴力防止施策の充実
- ⑥ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援
- ⑦ 生涯を通じた健康づくりの推進
- ⑧ メディア・リテラシーの向上
- ⑨ 売買春・**人身取引**のないまちづくりの推進
- ⑩ 生活上の様々な困難を抱える人々への対応
- ⑪ 多様な性自認・性的指向に対する理解促進
- ⑫ 雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援
- ⑬ 働く場における男女平等の推進
- ⑭ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑮ 子育て支援の充実
- ⑯ 育児と仕事を両立させるための環境整備の推進
- ⑰ 介護を支える環境整備の推進
- ⑱ 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用
- ⑲ 管理監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大
- ⑳ 子どもに対する男女平等教育・学習の推進
- ㉑ 家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発
- ㉒ 地域生活・地域活動における男女共同参画の推進
- ㉓ 自主的な活動への支援とネットワーク化の推進
- ㉔ エポック10（豊島区男女平等推進センター）機能の充実
- ㉕ 男女共同参画についての行政職員・教職員の意識形成の促進

第2章

プランの内容

*重点事業

区が特に重点的に取り組むべき事業を「重点事業」と位置付けて推進していくとともに、毎年度、事業評価をする対象とします。

一部の指標の数値については、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた可能性があります。

すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

DVの根絶と支援体制の充実

現状と課題

SDGsでは、すべての人々の人権を尊重し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指として掲げ、女性へのあらゆる暴力の排除に国際社会が一致して取り組んでいます。しかしながら、女性に対する暴力のうち、配偶者や恋人など親しい関係にある者からの暴力についても重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識が必ずしも社会的に共有されていない現状があります。

区民意識調査では、「配偶者間の暴力行為について、それが暴力にあたると思うか」の意識を聞いたところ、男性はすべての行為について「暴力の場合も、そうでない場合もあると思う」と回答した割合が女性より高く、理由があれば暴力でないと認識している傾向があります。また、性別役割分担意識の高い人も暴力行為に気づきにくい状態にあることがわかりました。

警察庁資料によると、配偶者等からの暴力事案は増加傾向が続いています。家庭内で起きることから潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄い傾向にあることから、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化・長期化しやすいという特性があり、**被害者だけでなく、加害者への対応も課題となっています**。暴力の被害者は女性である場合が多く、身体的暴力のみならず、精神的暴力・経済的暴力・性的暴力も、被害者の心理、行動に深刻な影響を与えることが明らかになっており、女性の自信や自尊感情を失わせ、外部に助けを求められなくなるなど、その後の生きづらさや貧困に陥る要因になることが指摘されています。

さらに、子どもの前でのDVは児童虐待にあたり、DVが起きている家庭では、子どもに対する虐待も同時に行われている場合があります。虐待を受けた経験のある者は親となって加害を行うリスクもあり、暴力は次世代への連鎖のリスクがあるということが、十分に理解されていない状態です。

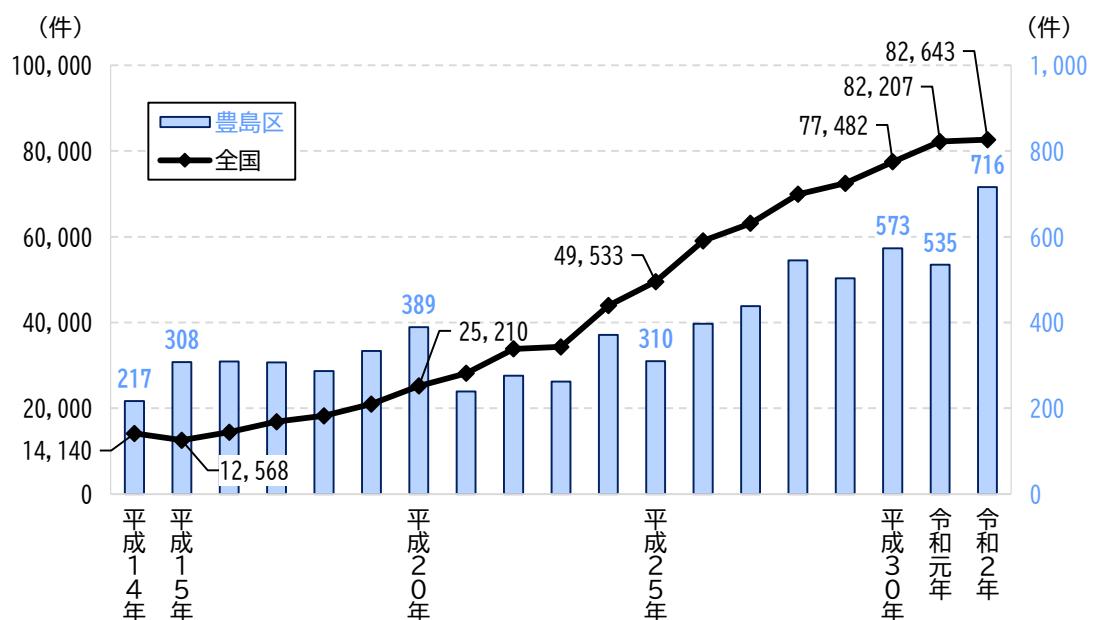
このような状況に対し豊島区では、「虐待と暴力のないまちづくり宣言」(2013年)を行い、配偶者暴力相談支援センターを設置するなど様々な取組みを進め、一定の効果は見られるものの、女性に対する暴力の根絶が十分に進んだとはいえません。

このような中、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大では、配偶

者及びパートナーへの暴力や性暴力の急増等、ジェンダーの課題があらためて浮き彫りになりました。

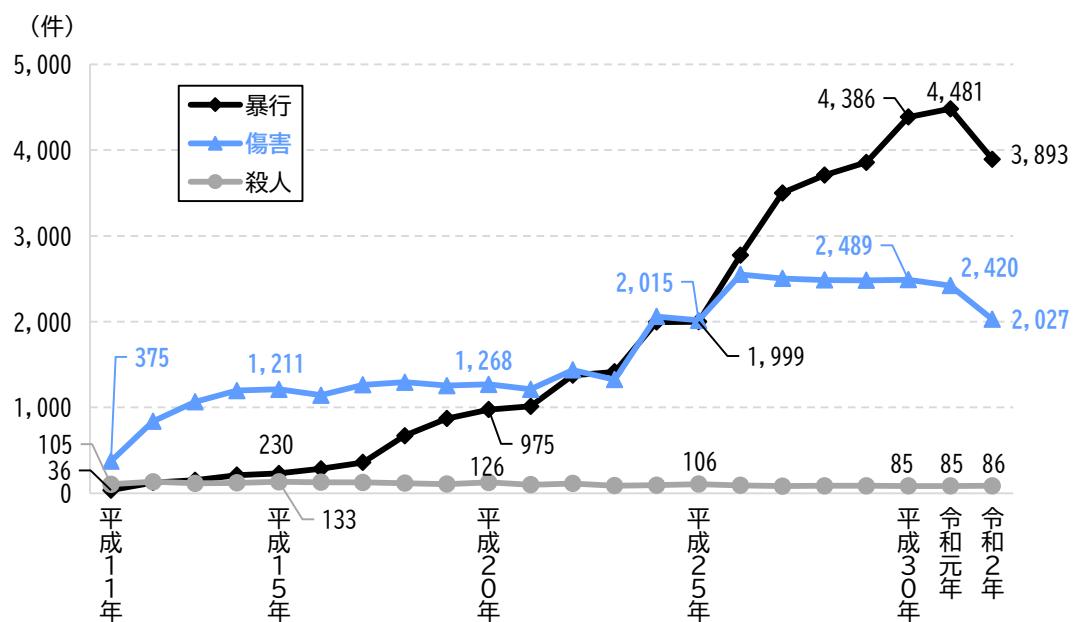
被害者の安全確保や生活再建支援は身近な自治体である区の責務です。そして何より、このような状況を変革し暴力を根絶していくためには、「どのような理由があっても暴力はいけない」という、暴力を容認しない社会風土を醸成するための取組みを、区民・団体・事業者等が一体となって強力に推進していく必要があります。

◇配偶者からの暴力事案相談等件数（豊島区・全国）



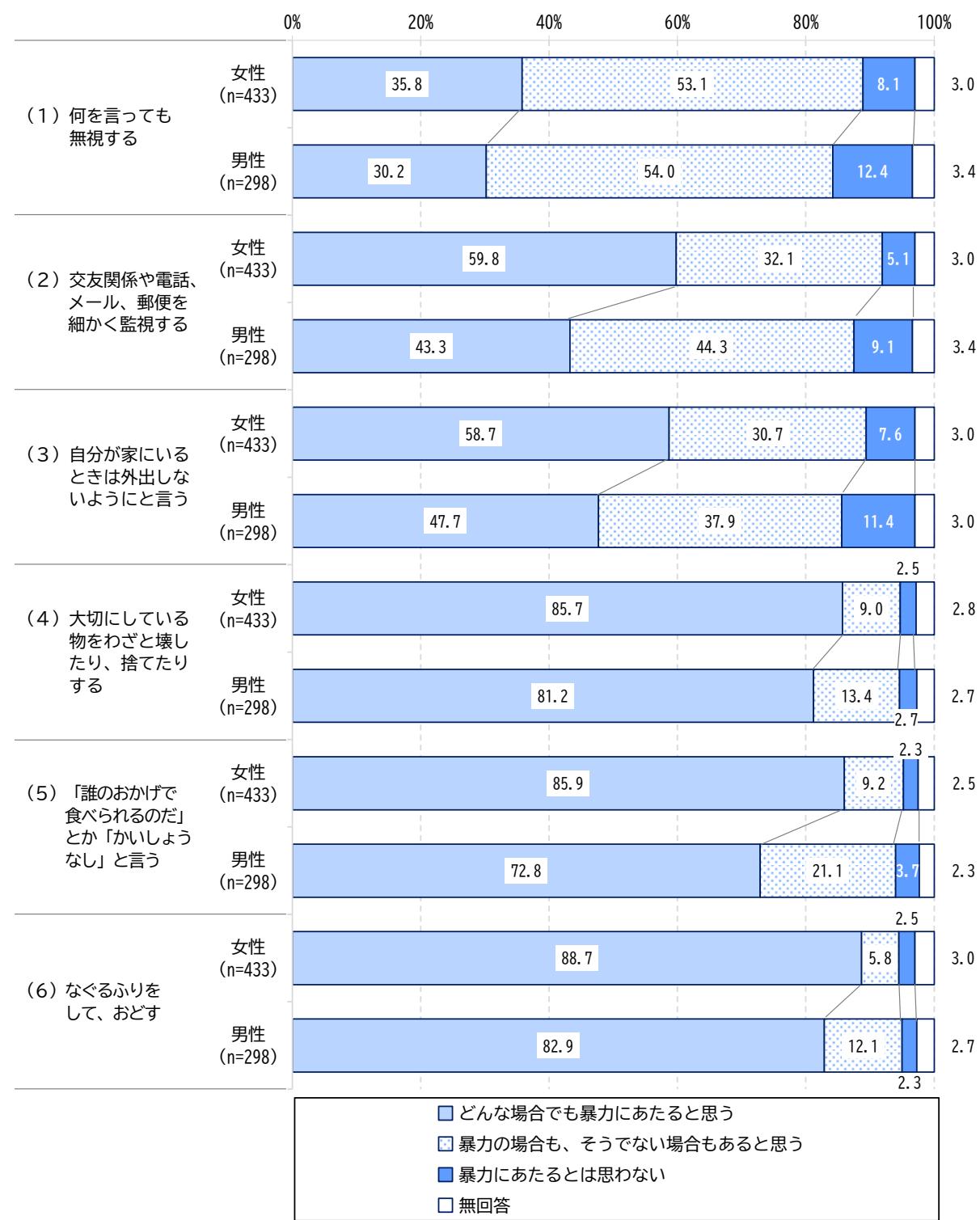
資料：警察庁「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（令和3年）より
豊島区子育て支援課・男女平等推進センター調べ

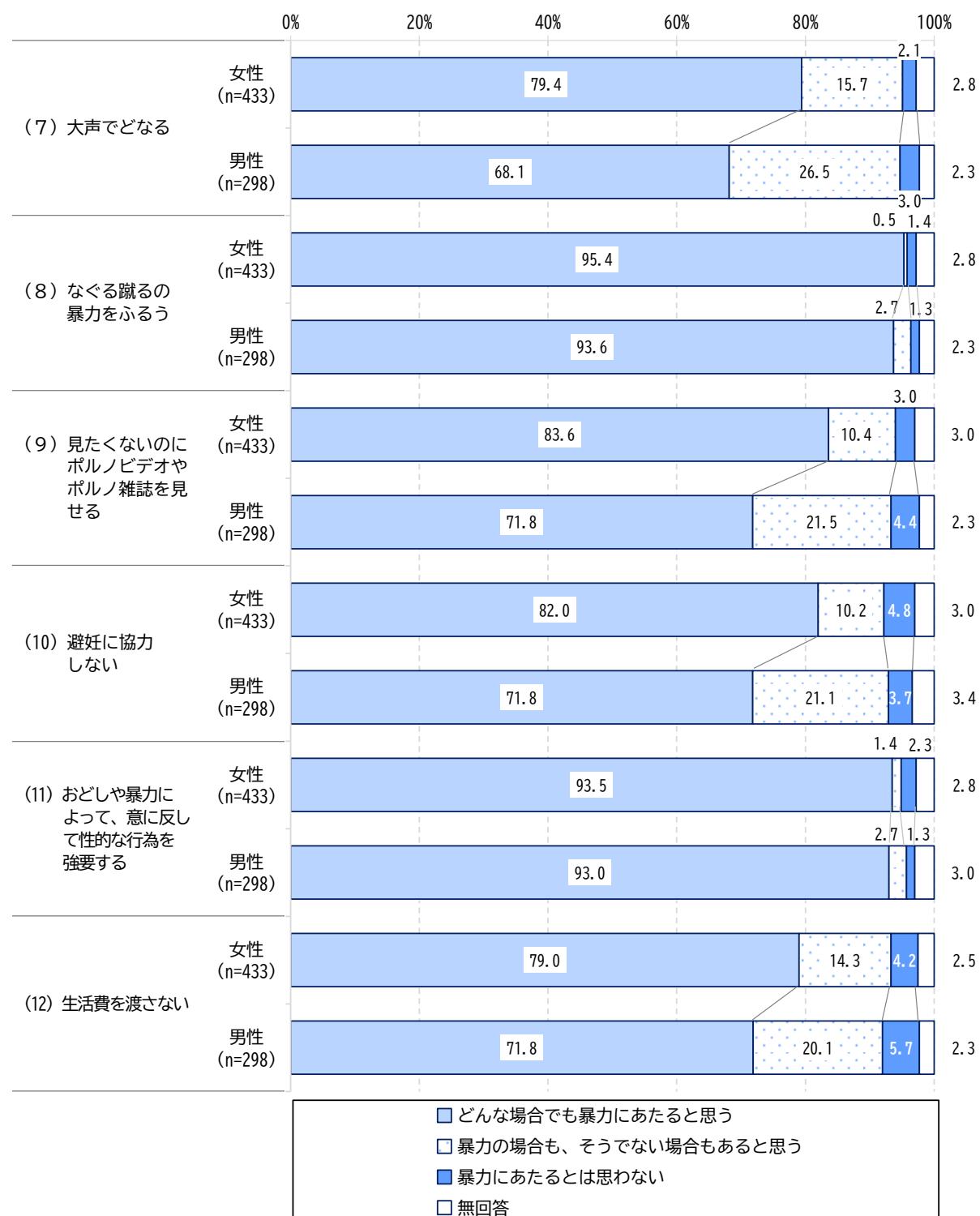
◇夫から妻への犯罪の検挙件数推移（全国）



資料：警察庁「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」（令和3年）より

◇男女別の暴力に対する認識

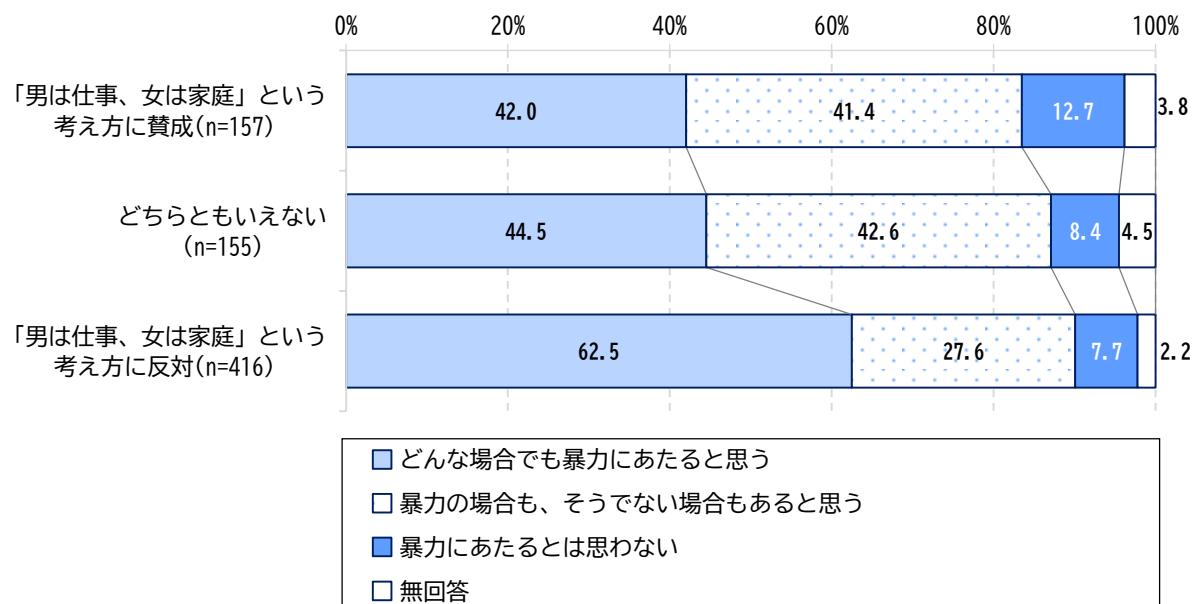




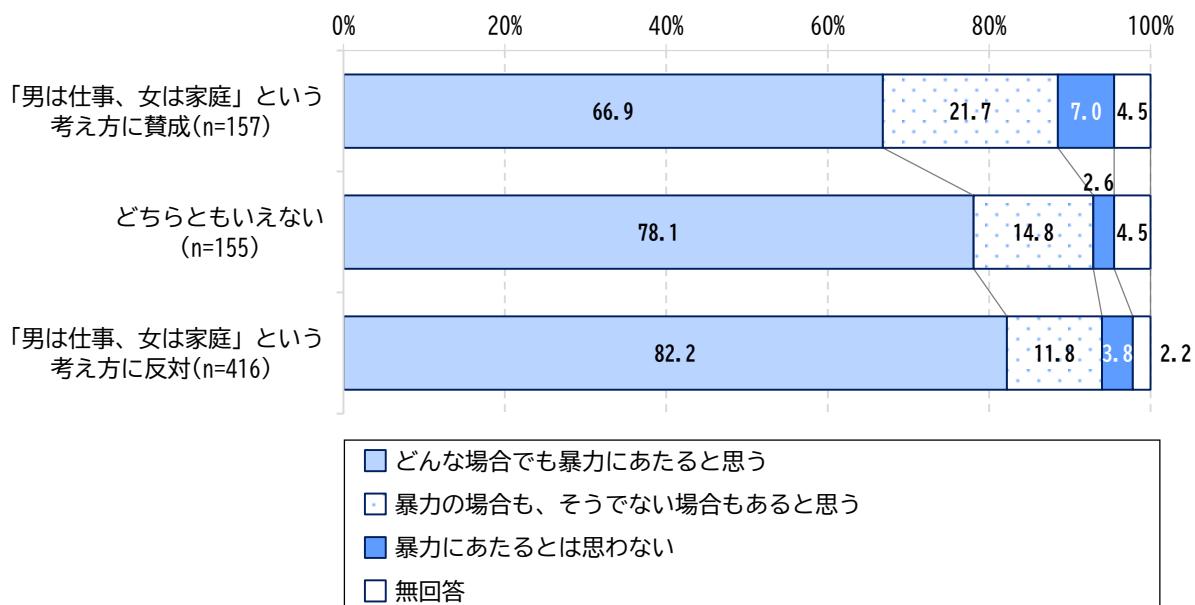
資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

◇性別役割分担意識別にみる暴力に対する認識の違い

■問 「自分が家にいるときは外出しないようにと言う」は暴力にあたるか



■問 「避妊に協力しない」は暴力にあたるか



資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

施策の方向の考え方

- 女性に対する暴力が個人的な問題ではなく、性別役割分担意識や社会的地位、経済力等の力の差などを背景にして起こる構造的な社会問題だということを踏まえ、男女平等意識の醸成を図るとともに、区民だけではなく区職員も含めた豊島区全体で、DVに対する理解や認識を深めていきます。
- 精神的暴力は暴力であるとの認識がされづらい反面、被害者は自責感情やうつ病など精神的に大きな影響を受けることがあるため、区民及び区職員に対して、どのような行為が暴力にあたるのか、暴力による支配とは何かを知ってもらうための発信をするなど、加害者を生まないための啓発等を行い、DVの根絶に取り組みます。
- DV被害者の支援にあたっては、早期発見から自立支援まで切れ目のない支援体制の構築が重要になります。DV被害者は精神的にも大きな被害を受けていることが考えられるため、被害者に寄り添った心のケアなど、それぞれの場面における施策の充実を図ります。また、DVは児童虐待と密接に関連していることが指摘されているため、関係機関や民間団体等との連携強化を図り、被害者の状況に即した支援をします。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
「配偶者等からの暴力(DV)に関する相談機関が周知されている」と思う区民の割合[%]	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	9.8%	35.0%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
DV相談件数[件]	男女平等推進センター調べ	716件	1,200件

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
区民の精神的・経済的・性的暴力に対する理解度[%]	男女共同参画社会に関する住民意識調査	22.2%	30.0%

施策

① 区民及び職務関係者に対する啓発の促進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
1	DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する暴力の予防と根絶に向け、何が加害行為になるかなどの発信等を行い、加害者を生まないための普及・啓発を進めます。	男女平等推進センター	★
2	若年層に対する暴力予防教育の強化	将来のDVや児童虐待を防止するために、近年顕在化している <u>デートDV</u> について、若年層に向けた啓発を重点的に行います。また学校における人権教育の中でもデートDVについての啓発を行います。	男女平等推進センター 健康推進課 長崎健康相談所 子ども若者課 子育て支援課 指導課	★
3	職務関係者の資質向上	区職員など職務関係者に対し、配偶者等の暴力に対する理解を深め適切に対応できるよう研修を行い、職務関係者の質的向上及び二次被害防止を図るとともに、区職員のメンタルヘルスにも配慮していきます。また、相談員等の関係職員がDV被害者への対応について専門家等の助言を受ける機会をつくることにより、支援能力の向上を図ります。	人材育成担当課長 男女平等推進センター 子育て支援課	

施策

② 早期相談・早期発見体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
4	女性のための相談窓口の充実	被害者自身が、DVに気づいていないことがあります。女性の悩み相談がDV被害の発見・適切な支援につながるよう、女性のための相談を進めます。	男女平等推進センター 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	★
5	相談窓口の機能強化	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	区民相談課 男女平等推進センター 自立促進担当課長 高齢者福祉課 障害福祉課 子ども若者課 子育て支援課	★
6	関係機関相互の情報共有	DV被害者を適切な支援につなげられるよう、本人の意思や個人情報に留意しつつ関係機関等と連携します。	男女平等推進センター 子育て支援課	
7	子どもの虐待防止のための取組みの推進	「要保護児童等対策協議会」を開催し、子どもの虐待防止に関する関係機関相互の連携の強化を図ります。また、区立児童相談所を開設し、子どもの虐待の相談・通告を受け、虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童の救済を行います。	子育て支援課	★

施策

③ 被害者保護体制の充実・整備

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
8	DV緊急一時保護機能の充実	DV被害者の身の安全の確保や、問題の解決に向けた支援を充実します。夜間、休日等の安全確保については、警察と協力関係を強化し連携します。	生活福祉課 西部生活福祉課 子育て支援課	

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
9	被害者の安全確保のための庁内連携	庁内窓口における個人情報の適正管理等、DV被害者の安全に十分配慮し、手続きを円滑に行うため関係課の連携を強化します。	総合窓口課 税務課 国民健康保険課 高齢者医療年金課 生活福祉課 西部生活福祉課 介護保険課 子育て支援課	

施策

④ 被害者の自立支援

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
5	相談窓口の機能強化(再掲)	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	区民相談課 男女平等推進センター 自立促進担当課長 高齢者福祉課 障害者福祉課 子ども若者課 子育て支援課	★
10	DV被害者に対する相談の充実	DV被害者の自尊心が回復し、自分のために意思決定できる力を取り戻せるよう、精神的サポートを進めていきます。	男女平等推進センター 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 教育センター	
11	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの利用について民間団体等と連携するとともに様々な観点から必要な自立支援を行います。また、くらし・しごと相談支援センター等と連携した多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	福祉総務課 自立支援担当課長 生活福祉課 西部生活福祉課 子育て支援課	★

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
12	被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関が連携して行います。	子ども若者課 子育て支援課 保育課 学務課 放課後対策課 指導課	★
13	関係課の連携による一貫した支援	被害者に必要な支援は、相談対応から保護、自立支援等と広範で多岐に渡るため、被害者への切れ目のない支援が必要になることから、被害者の状況に即して円滑に対応できるよう、関係課が連携し被害者のエンパワーメントにつながるよう一貫して支援します。	男女平等推進センター 子育て支援課	

施策

⑤ 配偶者暴力防止施策の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
14	苦情処理体制の周知	区民が申し出た男女共同参画に係る苦情・救済について中立的な立場から苦情処理委員が調査・検討し、勧告及び意見表明を行います。この「苦情処理制度」について、広く区民に積極的な周知を図ります。	男女平等推進センター	
15	配偶者暴力相談支援センターの機能強化	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」を果たす配偶者暴力相談支援センターの機能を強化します。	男女平等推進センター 子育て支援課	

現状と課題

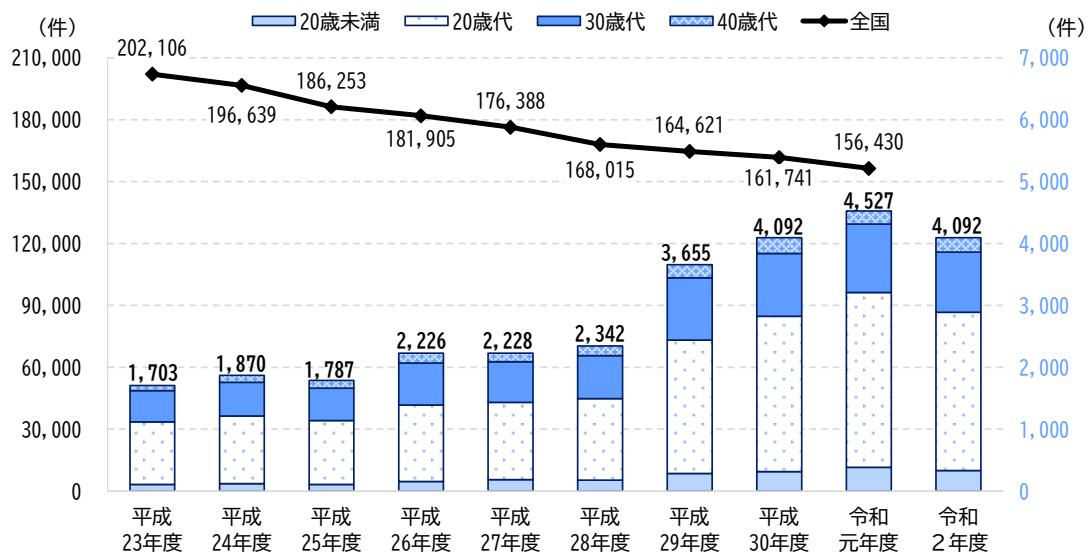
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点のもと、男女が互いに性差を十分に理解しあい、性と生殖に関して相手を尊重すること（性に関する健康支援）、そして、誰もが生涯を通して身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であること（生に関する健康支援）が望まれます。特に女性においては、思春期、妊娠出産期、更年期、高齢期など、ライフステージに応じた女性特有の疾病や心身の健康状態があります。若年期から主体的にこころと体の健康を保持増進することが重要です。

全国的に人工妊娠中絶件数は減少傾向にありますが、東京都を含む一部の都市部では増加傾向を認めています。区においても、平成23年度（2011年度）の1,703胎から令和2年度（2020年度）の4,092胎と2.4倍に増加し、近年では20歳代女性の割合が60%を超えていました。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念からは、産まないことを選択する権利がある一方で、予期せぬ妊娠により人工妊娠中絶を選択せざるを得なかった場合も含まれると考えられます。こうした事例を少しでも減少させるため、性に関する知識やスキルだけではなく、人格やジェンダー、多様性などを踏まえたいわゆる「包括的性教育」の普及が、男女ともに必要です。

性と生を踏まえた健康支援の取組みとして、区では、子宮頸がん検診や乳がん検診、性感染症対策のほか、女性のための専門相談、健康講座・教室などを実施しています。しかし、そのような取組みを知っている区民は、およそ6割にとどまっています。さらに、すべての区民が生涯を通して健康に過ごすためには、個別の対策に加えて、健康教育の推進と、日常からの病気予防や早期発見、健康増進の対策が欠かせません。

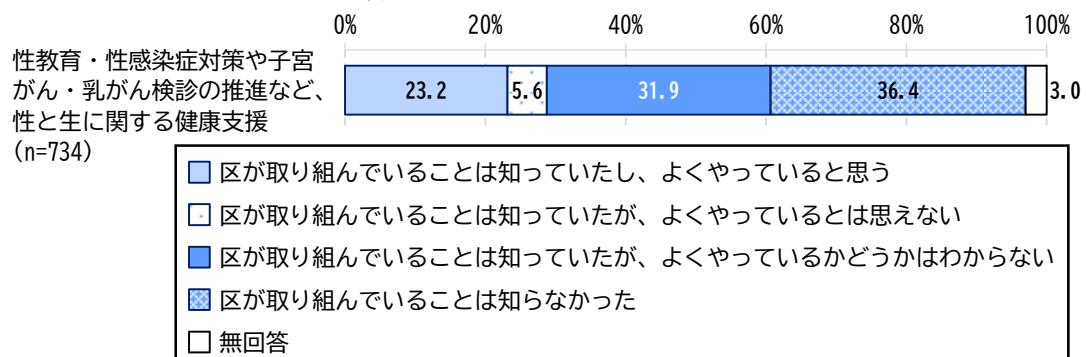
性と生殖に関する権利が適切に守られるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識と意識が区民に浸透すること、区が実施する様々な検診や相談事業を通じて、性差やライフステージに応じた様々な健康づくりが推進されることを目指して、取り組みます。

◇年代別の人工妊娠中絶（豊島区・全国）



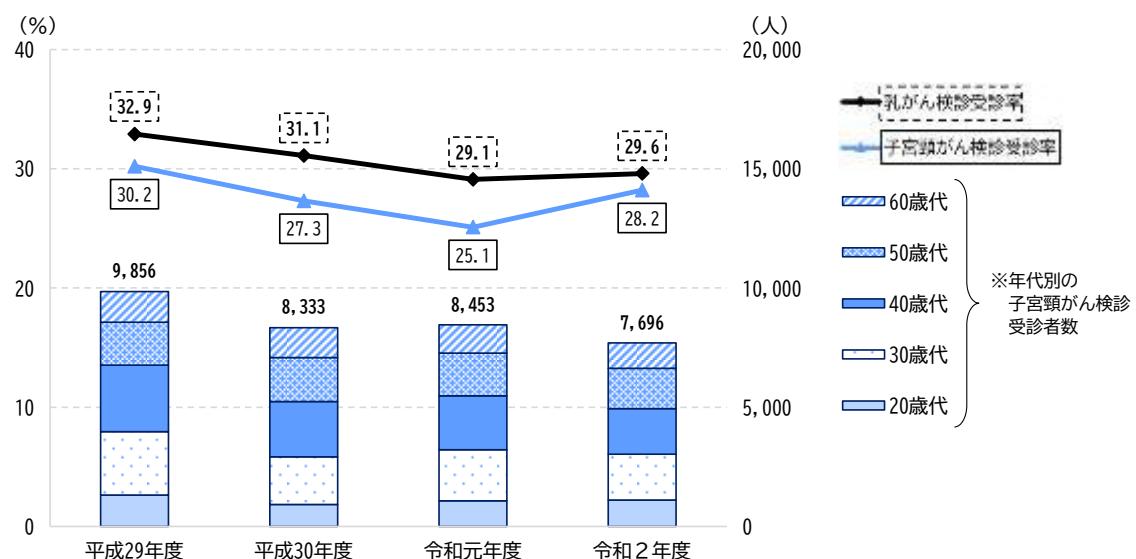
資料：豊島区の保健衛生より

◇区の性と生に関する健康支援の取組みの認知度



豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

◇子宮頸がん検診の受診率（年代別受診者数含む）・乳がん検診の受診率



資料：豊島区地域保健課調査より

施策の方向の考え方

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、「包括的性教育」を踏まえた普及啓発とともに、ライフステージに応じた正しい知識の普及啓発を行います。
- 生涯を通じた健康づくりにあたっては、検診の充実とともに性差に応じた適切な保健医療サービスの情報提供やライフプラン形成のための健康相談事業の充実を目指します。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
子宮頸がん・乳がん検診の受診率【%】	地域保健課調べ	子宮頸がん検診 28.2% 乳がん検診 29.6%	子宮頸がん検診 32.0% 乳がん検診 35.0%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
「ライフステージに合わせた、心と体の健康づくりに関する支援が充実している」「どちらかというとそう思う」と回答した区民の割合【%】	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	15.7%	18.5%

コラム

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）と性的同意

カップルは人権の1つとして「子どもを産むか産まないか」を決める選択の自由を、女性（男性も）は自分の体をコントロールできる自己決定権を持っています。そのため、性的行為についても、相手の体の状態や気持ちを尊重することが大切であり、その一例が性的行為の際の同意です。

相手の同意が得られなければ、性的行為をしてはいけないということを、わかりやすく例えた「紅茶と同意」という動画があります。動画では、「あなたが紅茶を入れたとしても、相手が飲む義務はないし、飲ませる権利もない」という、当たり前のことが紹介されています。

恋人や配偶者のいる人をはじめ、すべての人がこのような動画を通じて性的同意の重要性を理解することが大切です。ぜひ「紅茶」を「性的同意」に置き換えて考えてみましょう。

施策

⑥ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発と支援

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
16	妊産婦への支援の充実	母体の保護や出産・育児に関する正しい知識を身につけ、出産・育児支援を行うための学級を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所	
17	エイズ・性感染症に関する相談・検査の実施	エイズや性感染症に関する相談・検査を行うとともに、AIDS 知ろう館の活用やエイズ予防ネットワークを充実させながら、性に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	健康推進課 長崎健康相談所	
18	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	性に関する正しい知識を提供し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発に努めるとともに、健康の観点からのライフプラン形成を支援します。	男女平等推進センター 健康推進課 長崎健康相談所 子ども若者課 指導課	★
19	学校における性教育の充実	発達段階に応じた性に関する正しい知識やエイズ等をはじめとする性感染症の問題について理解させると同時に、生命尊重の精神に根ざした行動がとれるよう指導を充実します。	健康推進課 長崎健康相談所 指導課	

クラシ

■「紅茶と同意（正式名称：Consent – it's simple as tea）」の動画

原作はイギリスで公開された動画ですが、日本語に訳した動画のQRコードを紹介します。この動画は函館性暴力防止対策協議会により作成されました。以下のイラストは動画の1シーンです。



紅茶はいかが？とあなたが尋ねたとき



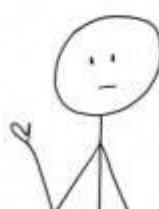
①

もし相手がそれを飲もうとしなかったら



②

あなたがわざわざ紅茶をいれてあげたとしても、相手にそれを飲まなければならぬ義務はないのです。



③

相手が「要りません」と答えたなら



④

いれるのをやめてください。少しも要りません。ただ、紅茶をいれるのをやめてください。

©Blue Seat Studios

施策

⑦ 生涯を通じた健康づくりの推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
20	各種健康診査の実施・普及啓発	生涯を通じた健康づくりを支援していくために、各種の健康診査やがん検診等の実施、健康教室、講習会等を通じた普及啓発を行います。	地域保健課 長崎健康相談所	
21	性差を考慮した保健サービスの充実	次世代を担う若い世代から更年期・高齢期までの健康づくりや生活習慣病予防など、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。	健康推進課 長崎健康相談所	
22	健康情報発信スペースの充実“鬼子母神plus”	生涯を通じた女性の健康、子育て支援に関する情報のほか、若年層のためのこころとからだの健康情報、ワーク・ライフ・バランスや就労(女性の再就職を含む)に関する情報などを発信します。	地域保健課 健康推進課	
23	心身の健康の推進	心身の健康の問題への対応や、相談窓口の周知に取り組みます。	区民相談課 高齢者福祉課 健康推進課 長崎健康相談所	★



「生理の貧困」ってなに？

「生理の貧困」とは、経済的な理由で生理用品入手することが困難な状態を指しますが、その背景には、環境的理由、社会的偏見、虐待や育児放棄、生理への無理解、知識不足など多くの深刻な問題があります。これを個人の問題ではなく、社会全体の課題と認識し、解決していくことが重要です。

豊島区では、令和3年（2021年）3月から生理用品の配付と共に、相談窓口の周知を行っています。

現状と課題

社会の制度や慣行の中には、性別や年齢、国籍、障害などに対する偏見や差別が未だに残っていることが少なくありません。さらに、経済社会的な状況も含め、必要な情報が手に入らず、相談先につながれずに複合的に困難な状況に置かれている場合もあります。また、インターネットやSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりにより、新たな課題やリスクも見られます。

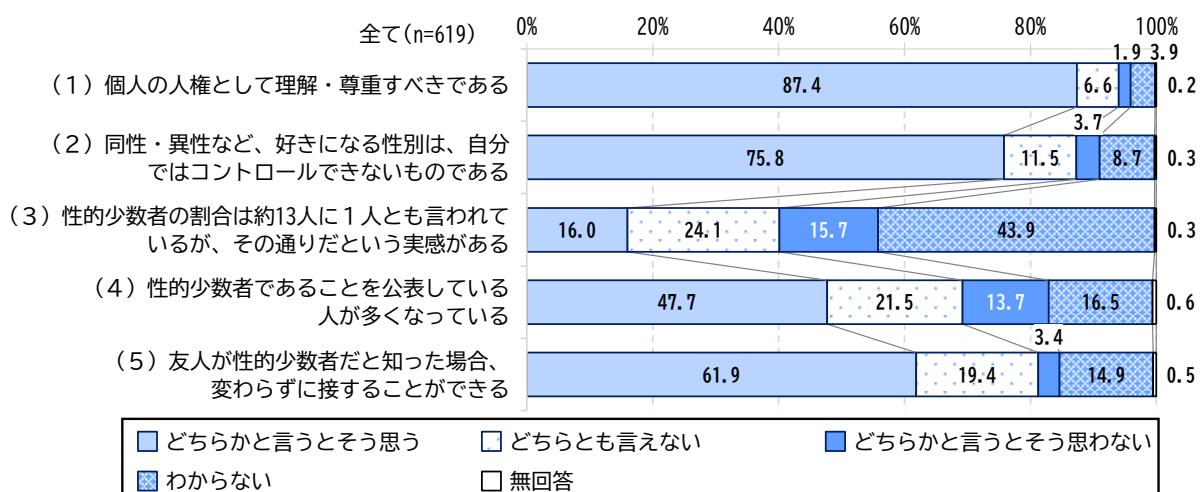
インターネットの普及により、誰もが様々な情報に簡単にアクセスすることが可能となりましたが、そのような情報の中には、誤った性知識や性差に関する無意識の偏見、性別役割分担意識を助長するものも溢れています。様々なメディアが伝える情報を無批判に受け取るのではなく、自ら考え、理解し、正しく活用する力が必要です。

男女が置かれた経済社会的な状況の違い等を背景として、女性は貧困等の生活上の困難に陥りやすいことが指摘されています。そのため「女性であること」の生きづらさに加え、障害や高齢等複合的な困難を抱えやすいことに留意し、セーフティネットを構築する必要があります。

また、近年性自認・性的指向の多様性が認知され始めていますが、誤った知識による偏見や差別により、悩みを抱えている当事者や家族がいます。豊島区では、「豊島区男女共同参画推進条例」を改正し、パートナーシップ制度を位置付けるなど、区民が性別等にかかわりなく、一人ひとりの個性が尊重され、自分らしく生きることができるまちを目指し、取組みを推進しています。しかし、区民意識調査においても、「友人が性的少数者だと知った場合、変わらずに接することができる」と回答した区民は6割にとどまっています。

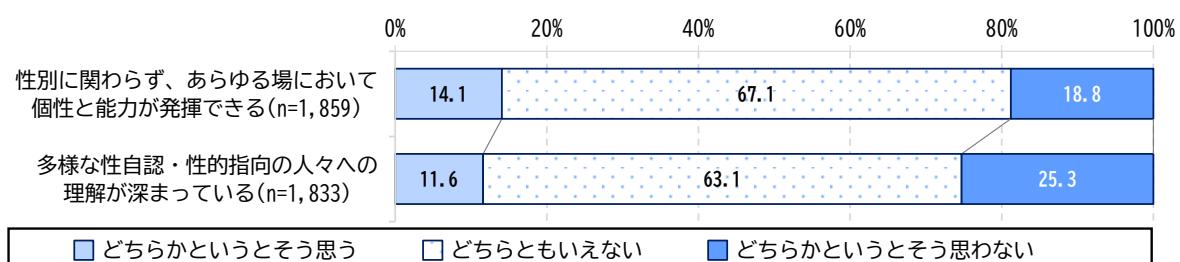
このようなことから、あらゆる場面における人権意識の向上やすべての人の多様性を尊重する意識の啓発などにより、差別や偏見、生活上の様々な困難を解消し、区民が安心して暮らせるまちの実現が求められます。

◇性的少数者に対する認識



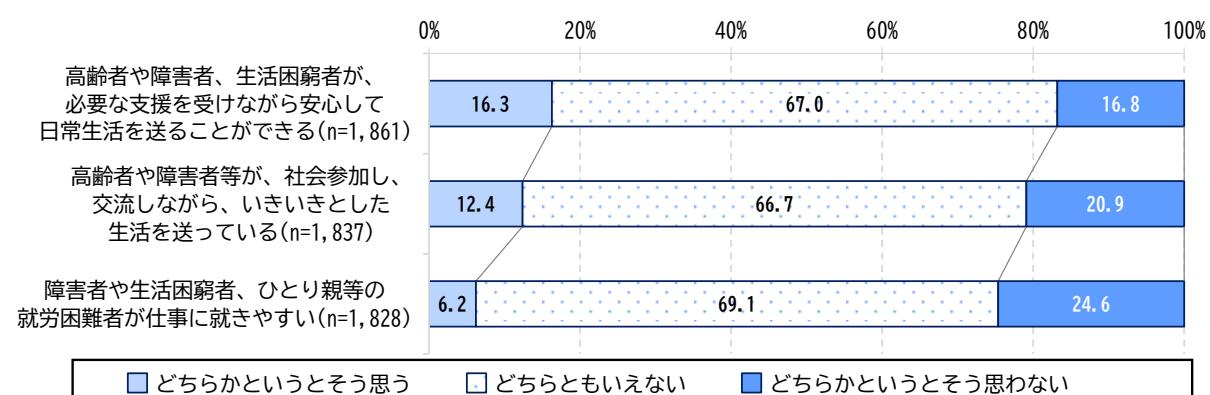
資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

◇外国人に関する認識



資料：豊島区「協働のまちづくりに関する区民意識調査」（令和3年）より

◇高齢者や障害者等の生活に関する認識



資料：豊島区「協働のまちづくりに関する区民意識調査」（令和3年）より

施策の方向の考え方

- ジェンダー平等の視点を踏まえ、子どもも含め、インターネット、SNSをはじめとする様々なメディアからの情報を読み解く能力及び適切に発信する能力の向上を図ります。
- 性犯罪や、売買春・人身取引といった「性の商品化」のないまちを目指した整備とともに、安心安全に係る的確な情報発信を図ることで区民の理解の増進につなげます。
- 経済社会的な困難に直面している人に対する経済的な支援や環境整備など、多角的な取組みを推進します。
- 性別や性自認・性的指向に基づく差別や偏見の解消に向けた啓発を推進します。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
「高齢者や障害者、生活困窮者等が、必要な支援を受けながら安心して日常生活を送ることができる」に「どちらかというとそう思う」と回答した区民の割合[%]	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	16.3%	20%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年(2021年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
「性別等によって、差別されない社会である」に「どちらかというとそう思う」と回答した区民の割合[%]	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	29.7%	45%



「多様な性自認・性的指向」とは？

豊島区では、平成30年2月に、多様な性に関する正しい知識や適切な対応を身に付けることを目的に、「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を作成しました。当事者の人々を表現する語句を検討する際、「性的少数者」では「少数」という言葉に差別的なニュアンスを含むと考え、また「LGBT」では限定した性自認・性的指向の人々を示し、性の多様性を表現するにはとても狭い意味であることから、「多様な性自認・性的指向の人々」という語句を用いることにしました。

施策

⑧ メディア・リテラシーの向上

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
24	区の刊行物及び区ホームページへの男女平等の視点の導入	広報等を行う際に男女平等に配慮した内容や表現にするためのガイドラインに基づき広報等が実施されるよう周知を図ります。	広報課 男女平等推進センター	
25	人権尊重のための <u>メディア・リテラシー</u> の概念の普及と育成	インターネットやスマートフォンの普及による、メディア上の性暴力等の 青少年有害情報 、犯罪やトラブルなどから子どもを守るために、家庭、地域、学校、市民団体・NPO等と連携した取組みを進めていきます。また、子ども自身がメディアを主体的に読み解く能力が身につくようメディア・リテラシーの概念の普及と育成のための啓発を進めます。	男女平等推進センター 指導課	★

施策

⑨ 売買春・人身取引のないまちづくりの推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
26	売買春のない安全・安心なまちづくりの推進	一部地域における性風俗営業の抑制などを盛り込んだ「地区計画」の活用や、 売買春の抑制に向けた地域ぐるみの環境浄化パトロール等の運動 を通じた意識啓発を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。	治安対策担当課長 男女平等推進センター 都市計画課 学務課	
27	人身取引の防止に関する普及・啓発	人身取引が、人権を侵害する深刻な犯罪行為である旨の普及・啓発を図ります。特に青少年がこのような行為にまきこまれることのないよう、関係機関との連携により防止に努めます。	治安対策担当課長 男女平等推進センター 生活産業課 子育て支援課	

施策

⑩ 生活上の様々な困難を抱える人々への対応

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
28	高齢者が安心して暮らせる環境整備	高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるよう、高齢者虐待や消費者被害への対応を進めます。	治安対策担当課長 生活産業課 福祉総務課 高齢者福祉課	
29	障害者が安心して暮らせる環境整備	就労支援をはじめ、障害のある人が積極的に社会参画できるよう支援策の検討を進めています。また、相談業務等を通じて家族等への支援を進めます。さらに、障害者差別解消法を推進していくため、啓発を進めます。	障害福祉課	
30	働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援	様々な人間関係のトラブルや心身の不調、悩みを抱え、働きづらさや生きにくさを感じている人々への積極的な支援に取り組みます。	広報課 区民相談課 男女平等推進センター 自立促進担当課長 健康推進課 長崎健康相談所 子ども若者課 子育て支援課	★
31	ひとり親家庭への自立支援	経済的困難に陥りやすいひとり親家庭に対し就労支援等を行います。	子育て支援課	

施策

⑪ 多様な性自認・性的指向に対する理解促進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
32	多様な性自認・性的指向の人々への理解の促進	多様な性自認・性的指向の方々への差別や偏見の解消を目指して、子どもから高齢者まであらゆる世代の区民や教職員及び企業等に対する啓発活動に取り組みます。	総務課 男女平等推進センター	★

あらゆる分野で女性が輝けるまち

働く場における男女平等の推進

現状と課題

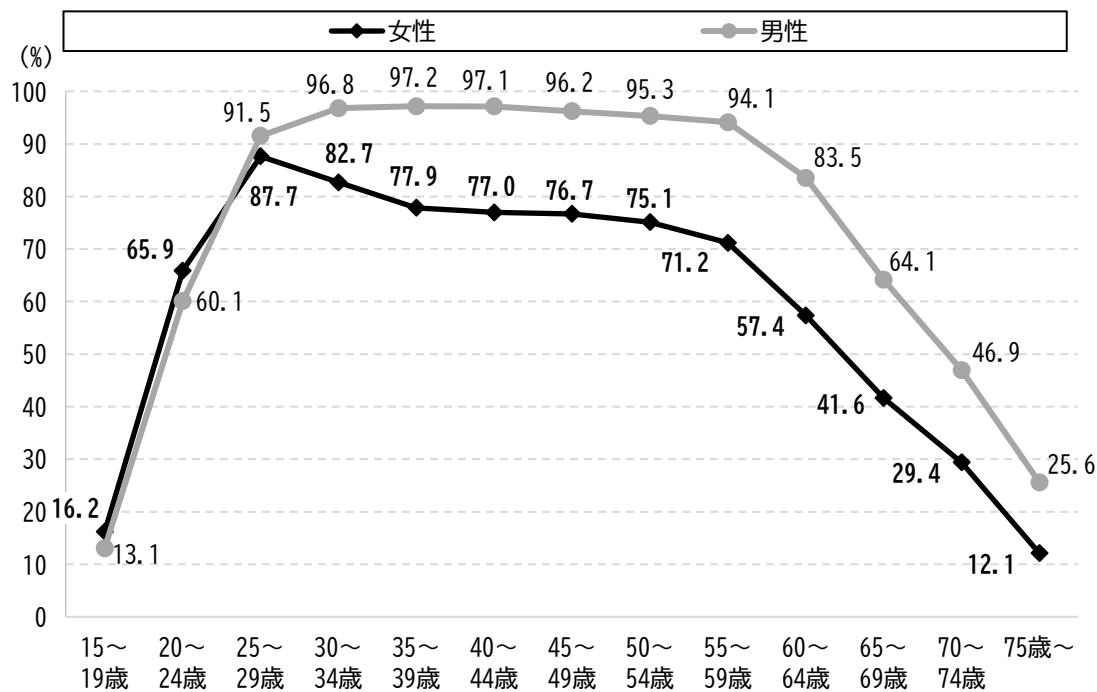
働く場において、性別によらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組むことは、将来にわたって持続可能な社会の構築につながります。

働く女性の増加に伴って、女性が働き続けるための法制面での整備は進んでいますが、正規雇用労働者に比べ賃金水準が低く、雇用が不安定な非正規雇用労働者は、女性の割合が高く、出産・育児を機に仕事を辞めざるを得ない場合も少なくありません。平成27年度の国勢調査の結果では、豊島区における男性の労働力率は20歳代後半から50歳代後半まで高い水準を維持していますが、女性は30代で大きく減少しています。さらにその後も、女性の労働力率の減少傾向が続いており、再就職をする女性も少ないことが推察されます。

一方、区民意識調査では、女性の理想とする就労形態について、「子育て期間を含めて職業を持つ（職業継続型）」と「子育て期間を除き職業を持つ（再就職型）」と回答した女性の割合が平成27年度で約80%、令和2年度で約90%も占めています。女性が出産・育児、介護といったライフイベントを経ても就業を継続するためには、テレワークやフレックスタイムなどの柔軟な就労形態を導入することが必要です。また、再就職・起業に向けては、必要な情報提供やスキル取得の支援などの取組みが求められます。

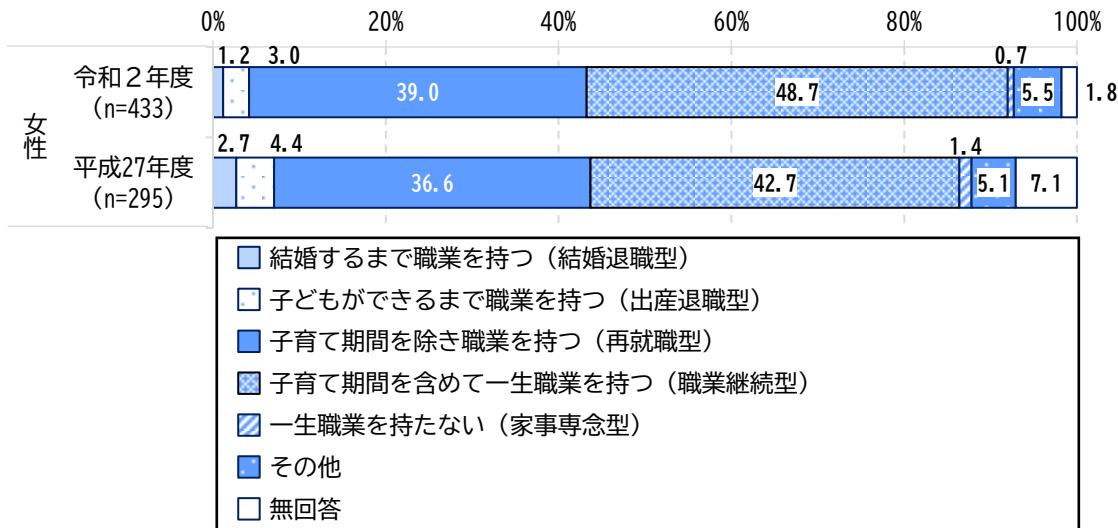
職場における男女平等の状況については、およそ60%の区民が「男性の方が優遇されている」と感じており、「男女平等になっている」と感じている区民は20%未満となっています。さらに、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の性や性差を理由とする差別の課題も根深く残っています。女性が働きやすく活躍できる環境を整備するためには、区内事業者に対し、ジェンダー平等意識の啓発を行うとともに、事業者との協働・連携が必要です。

◇豊島区における年齢階層別の労働力率



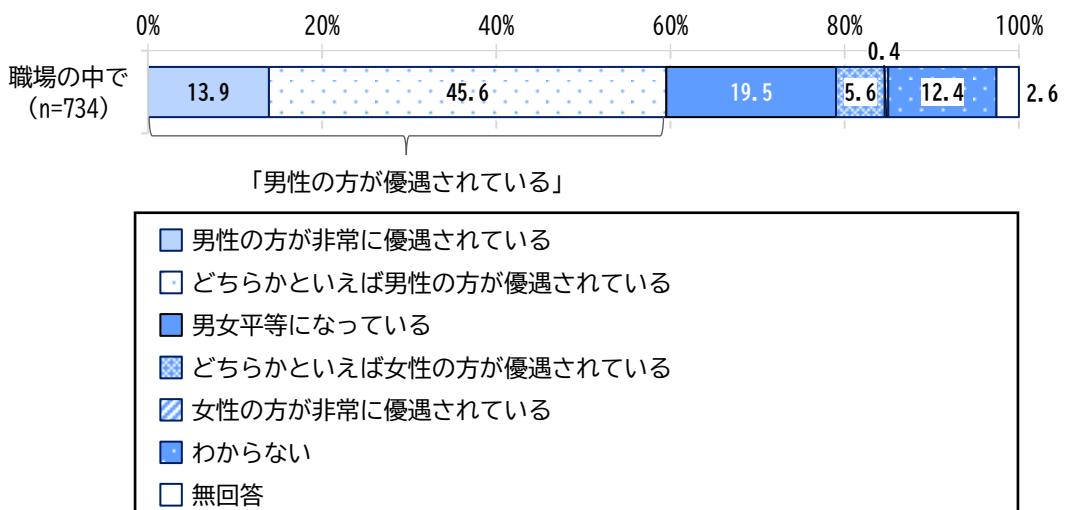
資料：平成 27 年国勢調査より

◇女性の理想とする就労形態



資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年、平成27年）より

◇職場における男女平等の状況



資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より



男性の育休取得率とパタニティ・ハラスメント

厚生労働省の雇用均等基本調査によると、令和2年度（2020年度）の男性の育児休業取得率は12.65%と、前年よりも5.17ポイント上がり過去最高を記録しましたが、女性の81.6%と比較すると極めて低くなっています。

この男女間の差は、育児休業や育児目的の短時間勤務制度等を利用しようとする男性社員への嫌がらせ・不当な扱いなどの行為を意味する「パタニティ・ハラスメント（パタハラ）」の影響が一因として考えられます。

令和4年（2022年）4月に施行する改正育児・介護法には、産後パパ育休（出生時育児休業）や育児休業の分割取得などが盛り込まれました。各企業においても、男性の育児休業取得を促進していくことが望まれます。

パタニティ・ハラスメントの具体例

- 男性労働者が育児休業を申し出たところ、上司から「今のポジションには、もう戻れないよ」と言われ休業を断念せざるを得なくなってしまった。
- 育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいで、他の人の仕事が多くなる」と何度も言われ、精神的に苦痛を感じた。

施策の方向の考え方

- 出産・育児等を理由に離職することなく就労を継続できる環境整備や均等待遇・ハラスメント防止のため、区民や区内企業に対し、情報提供と啓発を行います。
- 出産・育児等を機に離職した女性の再就職に関して、関係機関と連携し、スキルアップなどの講座を開催するとともに、就職活動のための情報提供を行います。
- 起業を希望する女性に対して、起業に関するノウハウを学ぶ講座を開催するとともに、起業家同士の交流の促進を図ります。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
新設法人に占める女性代表者の割合 [%]	生活産業課 「豊島区中小企業の景況」	15.4%	20%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
再就職・起業・自己実現に係る事業の参加者数【人】	男女平等推進センター調べ	103人	480人

施策

⑫ 雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
33	ハローワーク等との連携による就職に関する情報提供及び就労支援	ハローワークや労働相談情報センター、東京都、東京しごと財団等との連携を図り、就職や労働に関する情報が区役所等の施設においても入手できるようにしていきます。また、「ワークステップとしま」による就労支援や「くらし・仕事相談支援センター」による就労相談を行います。	男女平等推進センター 生活産業課 自立促進担当課長	
34	女性の起業に関する支援	関係機関と連携し、起業相談や起業塾を実施することで女性の起業をサポートします。また、起業に必要な経済支援のため、融資をあっせんし、信用保証料や利子補給を行うとともに、女性起業家交流会や相談会を通じて、地域の起業家ネットワークを構築します。	生活産業課	★
35	女性の就労に関する支援	関係機関と共に、就職や再就職に必要なスキルを身につける講座等を開催します。	男女平等推進センター	★

施策

⑬ 働く場における男女平等の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
36	様々なハラスメントに関する啓発・相談の充実	セクハラ、マタハラ等ハラスメント防止のための啓発・周知を図るとともに、安心して相談できる相談体制を充実させ、問題解決に向けて対応します。	男女平等推進センター 指導課	
37	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や待遇に不利益が生じないよう、労働相談情報センターとの連携を図りながら、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「セクハラの防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」等について、理解が深められるよう啓発を進めます。	男女平等推進センター 生活産業課	★
38	区内企業との協働・連携の推進	区内の企業の現状を把握するための定期的な懇談会、ワーク・ライフ・バランスやセクハラ・マタハラの防止等、企業向けの講座を実施します。	男女平等推進センター 生活産業課	

現状と課題

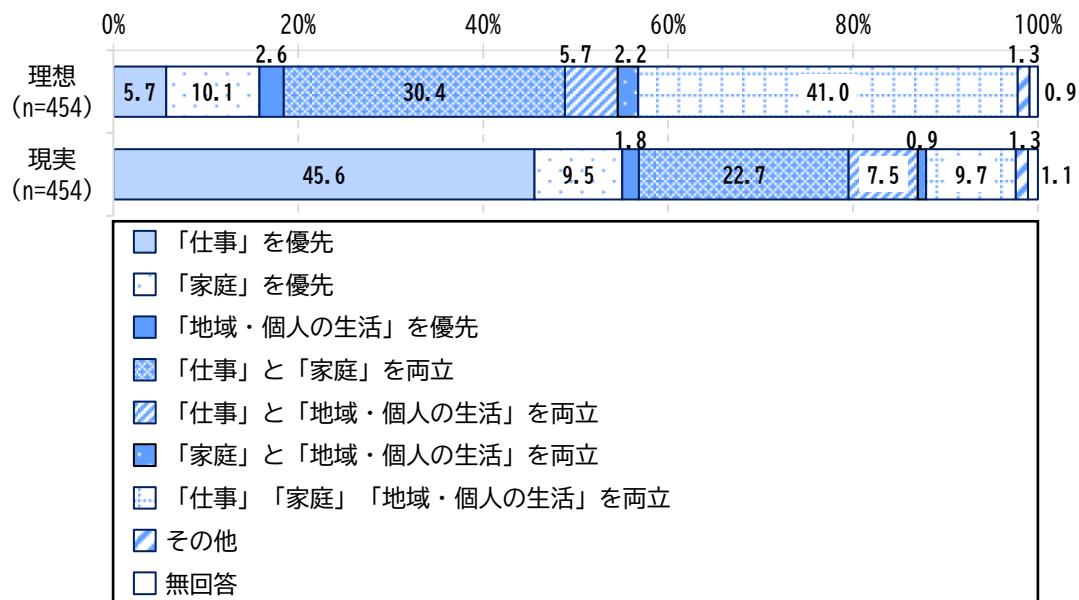
「人生100年時代」と言われている現代、一人ひとりが自分らしく、より豊かに過ごすためには、家庭生活と仕事の調和を図り、それぞれの価値観やライフステージに応じた多様な生き方が選択できる社会の実現が必要です。

区民意識調査では、理想のライフスタイルとして「仕事を優先する生活」と回答した割合は約6%にとどまっており、仕事以外の家庭や地域活動などと両立した生活を望む区民が多くなっています。しかし現実は、約45%が仕事を優先した生活となっており、理想と現実に乖離があります。特に男性は女性よりも長時間働いており、さらに、育児・介護休暇を取得することをめらう男性も依然として多い状況です。その理由として「職場が育児・介護休暇を取得できる雰囲気ではない」「昇進・昇格などに不利になると思う」など、職場の理解を得られないと考えている割合が高くなっています。誰もが仕事以外の趣味や地域活動、育児や介護とのバランスをとり、豊かな人生を実現するためには、長時間労働の改善や積極的な育児・介護休暇取得についての機運醸成を図る必要があります。

また、新型コロナウイルス感染防止対策としてのテレワークやオンライン化が急速に導入され、働き方も大きく変革していますが、さらに多様で柔軟な働き方が可能となる職場環境の整備が求められます。そのためには、区民・事業者・行政が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進する意識の向上が重要です。

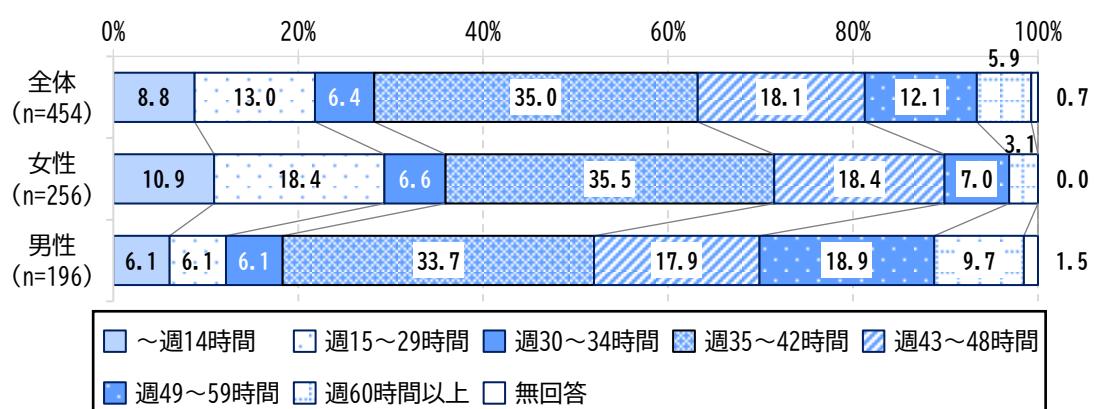
男女を問わず子育てや介護を理由に離職することなく継続して働き続けることは、個人の経済的な自立や自己実現につながるもので、一方、近年は子育て中に親の介護に直面する「ダブルケア」も社会問題となっており、これまで以上に就業や復職を諦めざるを得ないケースの増加が予想されます。誰もが働きながら安心して子育てや介護をするためには、保育や介護のための施設が整備され、多様なニーズに対応できるサービスの充実が必要です。区では、私立認可保育所の積極的な誘致等により、保育施設の整備に取り組んできましたが、引き続き子育てや介護サービスの充実に取り組むことが求められます。

◇ 「仕事」・「家庭」・「地域や個人の生活」のバランスにおける理想と現実



資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

◇ 1週間あたりの平均労働時間



資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

◇ 育児・介護休業制度を利用できない理由

	職場に迷惑をかけたくない意識があるから	職場が育児・介護休業を取得できる雰囲気ではないから	過去に利用した人がいないから	元の仕事（職場）に復帰できるとは限らないから	昇進・昇格などに不利になると思うから	収入が減少するから
全体 (n=54)	37.0%	35.2%	31.5%	13.0%	11.1%	13.0%
女性 (n=28)	35.7%	28.6%	42.9%	10.7%	0.0%	10.7%
男性 (n=26)	38.5%	42.3%	19.2%	15.4%	23.1%	15.4%

資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

施策の方向の考え方

- 区内の事業者及び在勤者に対し、情報提供等を通してワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。また、ワーク・ライフ・バランスについて積極的な取組みを展開する事業者に対しては、認定制度による顕彰を行い、先駆的な取組みを区内に周知します。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、子育て施設や子育て支援事業の充実を図ります。
- 介護サービスの充実を図り、介護離職することのない環境づくりを進めます。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年(2021年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
子どもスキップの待機児童数【人】	放課後対策課調べ	0人	0人

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
「地域の保育需要に応じた保育施設の整備、保育サービスの向上が図られている」に「どちらかというとそう思う」と回答した区民の割合[%]	企画課 「協働のまちづくりに関する区民意識調査」	28.6%	35%



豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

豊島区では、「仕事と育児・介護の両立」や「働きやすい職場づくり」などのワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の認定を行っています。認定期間は2年間で、認定企業になると、区の広告媒体による企業紹介や、認定マークの使用、区との一部契約における入札等での加点、各種奨励金や助成金の情報提供など、さまざまなメリットが得られます。

令和3年4月時点で、区内に本社または主たる事業所がある企業55社が認定されています。



認定マーク

施策**⑭ ワーク・ライフ・バランスの推進**

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
39	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、普及・啓発の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を区HPや広報等で紹介するとともに、東京都労働相談情報センターや区内関係団体等と連携しながら、企業・区民に対してワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。	男女平等推進センター 生活産業課	★
40	モデル事業所としてのワーク・ライフ・バランス推進	職場でのワーク・ライフ・バランス及び子育て支援・両立支援を進めるために策定した特定事業主行動計画をさらに充実させ、実効力のあるものにしていきます。	人事課	

施策**⑮ 子育て支援の充実**

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
41	多様なニーズに応える子育て支援事業の充実・周知	子育て訪問相談事業・育児支援ヘルパー事業・一時保育事業・こんにちは赤ちゃん事業・育児相談・子育てひろば・子ども家庭支援センターの充実・周知を図ります。	地域区民ひろば課 健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課 保育課	
42	子育て支援ネットワークの充実	地域の子育て関係機関などとネットワークを構築し、子育て事業の共同開催や事業協力・情報交換を行います。また、子育て講座の開催や情報誌の発行などの取組みを進めます。	子育て支援課	

施策

⑯ 育児と仕事を両立させるための環境整備の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
43	保育所の運営・整備	保護者の仕事と育児の両立を支援し、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支援するため、認可保育施設を整備・運営し、延長保育、産休明け保育、障害児保育等の実施により多様化する保育ニーズに対応します。	保育課	
44	病児・病後児保育・休日保育事業の充実	保護者の仕事と育児の両立を支援するため、病気回復期の保育や休日保育等を充実させていきます。	保育課	
45	子どもスキップの運営	子どもスキップにおける学童クラブ運営の充実を図ります。	放課後対策課	
46	地域での子育て支援の充実	区民による相互援助活動としてのファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	子育て支援課	

施策

⑰ 介護を支える環境整備の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
47	安心して介護できる体制づくり	質・量ともに充実した介護サービスを提供することで、介護者が要支援・要介護者の日常生活を支えながら仕事を継続したり、社会参加できる体制を整備していきます。	福祉総務課 高齢者福祉課 障害福祉課 介護保険課	

現状と課題

男女共同参画を推進するためには、家庭や地域、職場などあらゆる分野の意思決定過程に男女が共に参画し、双方の意見が平等に反映されることが重要になります。国においては、指導的地位に占める女性の割合を 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度とすることとしていますが、国際的に見て未だ低い水準であり、女性の参画をさらに拡大させる必要があります。

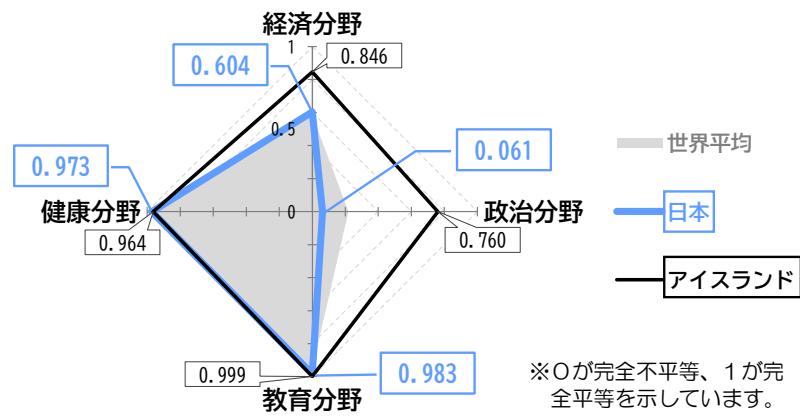
豊島区では、区内企業において管理監督者に占める女性の割合が 10%以下である企業が多く、区の職員でも女性管理職の割合は 20%台にとどまっています。また、区の附属機関や審議会等への女性の参画についても取組みを進めていますが、今なお女性委員の割合は全体の 40%弱となっています。

女性の政策・方針決定過程への参画は、多様な視点や新たな価値観を取り込むことになり、女性だけでなく、男女が暮らしやすい持続可能な活力ある社会の実現につながります。そのためには、女性管理職のロールモデルの提示や女性のキャリアに対する意識啓発を行うとともに、柔軟な働き方の促進など、女性が働きやすい環境づくりを推進することが重要になります。また、男性が積極的に家事・育児に参加することで、家事や子育てを分担するなど、女性の負担を軽減できるような取組みも必要となります。

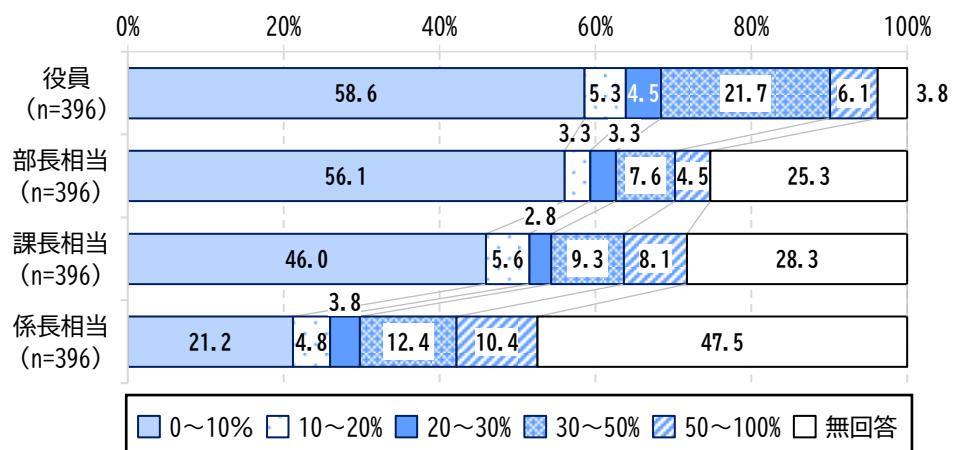
男女間格差を測る指標「ジェンダー・ギャップ指数」

「ジェンダー・ギャップ指数」とは、世界各国における男女間格差を測る指数で、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成されます。令和3年（2021年）の日本の総合スコアは 156 か国中 120 位でした。

順位	国名
1	アイスランド
2	フィンランド
3	ノルウェー
4	ニュージーランド
5	スウェーデン
120	日本

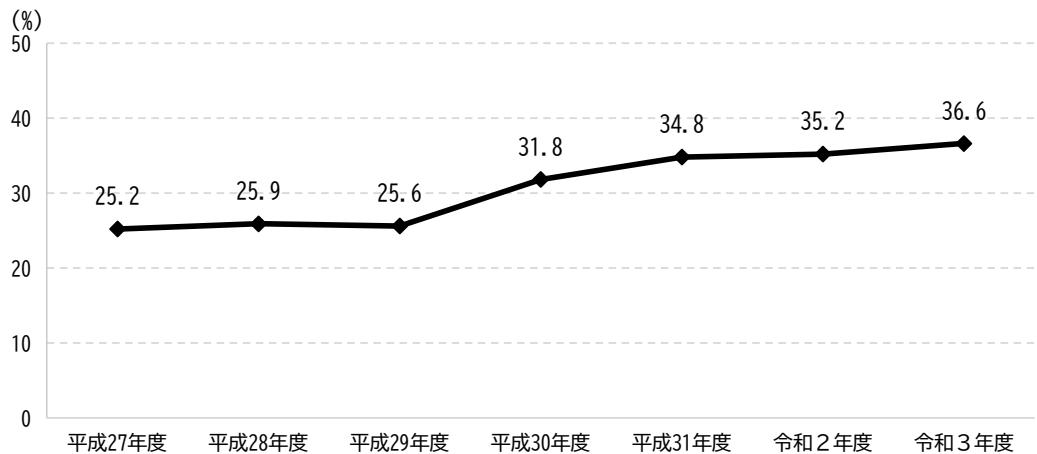


◇区内企業における女性管理監督者の割合



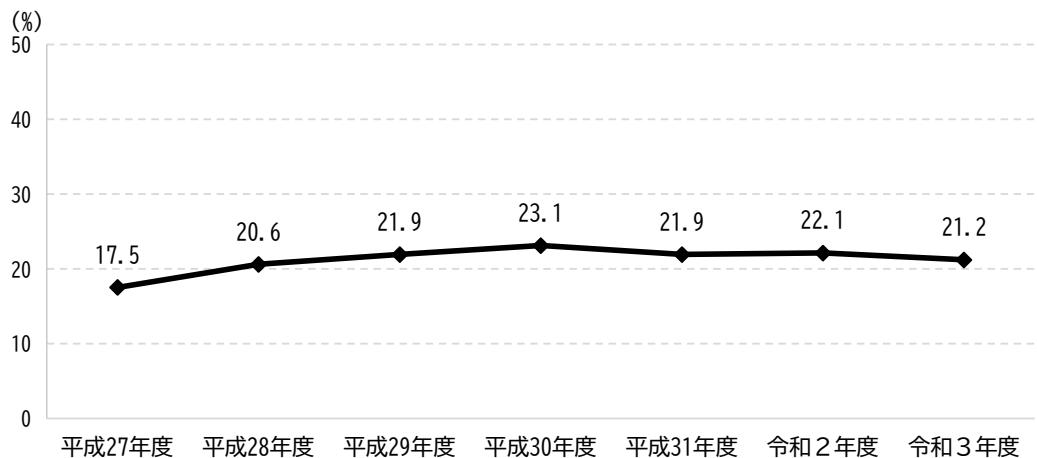
資料：女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスに係る区内企業実態調査（平成31年）より

◇審議会等の女性委員の割合



資料：豊島区企画課調べ

◇管理職に占める女性の割合



資料：豊島区人事課調べ

施策の方向の考え方

- 区の政策・方針決定過程の場において、女性の登用を促進し、男女の構成員比率がどちらかに偏らないよう働きかけを行います。
- 女性リーダーの人材育成や女性のキャリアデザインに関する講座を開催し、女性のエンパワーメントを支援します。
- 女性職員の管理職への積極的な登用を推進するため、昇任試験への受験勧奨を行うとともに、職員一人ひとりのライフイベントに応じたキャリア形成を支援します。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年(2021年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
審議会の女性比率[%]	男女平等推進センター調べ	36.6%	50%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年(2021年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
管理職に占める女性の割合[%]	人事課調べ	21.2%	30%

ガラス
天井

「ガラスの天井」と「壊れたはしご」

「ガラスの天井」とは、1980年代に初めて登場した言葉で、「昇進には、ガラスのように透明で目に見えないが、確実に天井があり、天井の上に行くことが阻まれている」という例えです。

とりわけ、職場において女性が低い地位や不当な待遇に甘んじることを強いられる状態について用いられることが多く、「ガラスの天井」の解消を図ることが、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題です。

さらに最近では、多くの女性が「ガラスの天井」にぶつかるずっと手前で、「壊れたはしご」に遭遇すると言われています。管理職のはしごを登ろうとする第一段目の採用時からすでに男女差が発生し、採用や昇進における男女の格差を縮めなければ男女平等にはほど遠いとの指摘もあります。

施策

⑯ 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
48	男女共同参画の啓発事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	男女平等推進センター	★
49	審議会における女性参画の推進	区の審議会における委員の構成について、女性の登用を促進し、男女どちらかの性が40%を下回らないようにします。	企画課 男女平等推進センター	★
50	災害対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進	救援センターごとに備える「救援センター運営マニュアル」の作成の際に、妊産婦・障害者・高齢者など災害要援護者への配慮とともに、自主防災組織を中心とした女性防災リーダーの育成に努めてまいります。	防災危機管理課	

施策

⑰ 管理監督者への女性の積極的な登用と職域の拡大

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
51	女性職員の昇任選考受験者・女性管理職の増加	ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性も管理職をめざすことのできる長時間労働等の解消等、働きやすい環境の整備を行い、女性職員に昇任選考の積極的な受験を働きかけます。	人事課	
52	職員の採用・育成・登用における男女平等の実現及び男女の職域拡大	「人材育成計画」に基づき、男女の別なく多様な職場、数多くの分野の職務を経験する育成ローテーションを実施するとともに、個人の能力・適性に応じた職員配置に努めます。	人事課	

すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

学習・啓発による男女共同参画意識の向上

現状と課題

一人ひとりが多様な生き方を選択でき、個性や能力を発揮するためには、固定的な性別役割分担意識の解消や人権の尊重を基本とした男女共同参画に関する意識の形成が必要です。

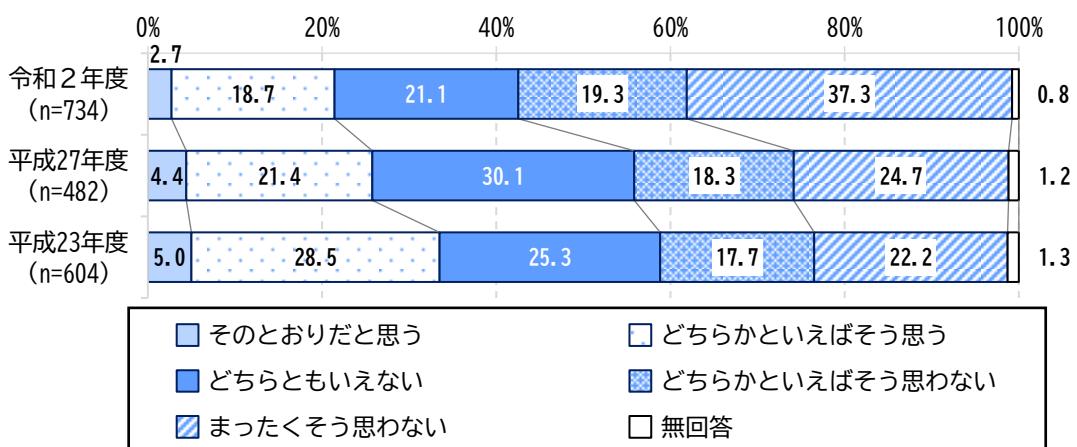
区民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する否定的な認識を示す区民の割合が増えています。また、「子育ては母親の役割」という考え方を否定する区民の割合も増えており、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見を否定する考え方があつまっている状況からも、区民の男女平等・男女共同参画意識が向上していることが伺えます。

一方で、社会通念・慣習・しきたりや政治の場、職場の中などでは、未だ男性が優遇されているとの認識が多くなっています。また、実態として家庭生活における家事などの分担は、ほとんどが「妻の担当」となっている現状があります。

豊島区では、これまで男女共同参画意識の理解促進を図り、様々な取組みを進めてきましたが、幼少期からの発達段階に応じた教育や啓発が非常に重要です。学校においては、教職員の何気ない言動や学校行事等における児童生徒の役割分担などを通し、意図せず固定的な性別役割分担意識を植えつける場合があることを自覚することが肝要です。

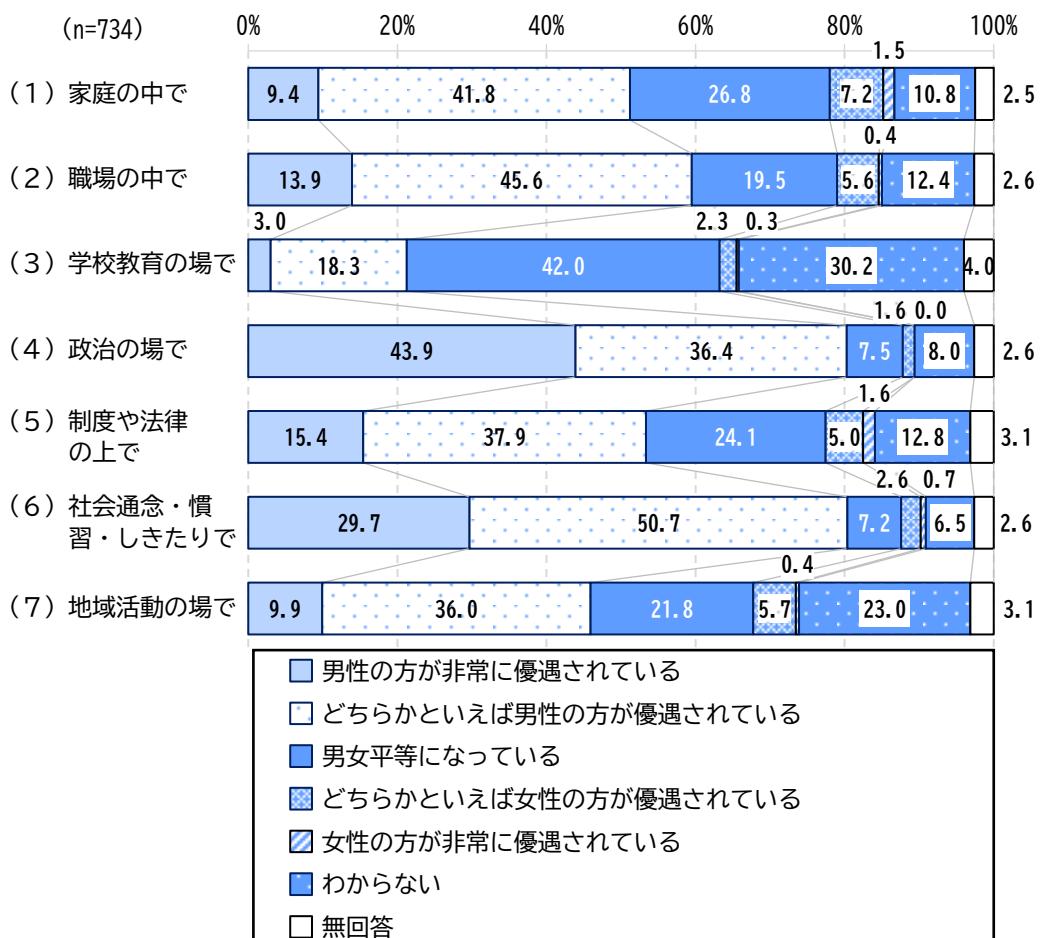
そして、男女共同参画意識の向上にとどまらず、行動につながるよう家庭・地域・職場などのあらゆる場面、すべてのライフステージにおいて男女共同参画意識を啓発し、身近な行動変容を支援するようなきっかけづくりが求められます。

◇「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する認識



資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

◇社会における男女平等の実現度



資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

施策の方向の考え方

- 教職員・保育士等に対する男女共同参画に関する研修の実施など、学校全体で男女共同参画意識の向上に向けた取組みを推進します。
- より多くの区民が適切な知識や情報を得ることができるよう、インターネットを活用した情報の発信や講座・講演会の実施や区民出前講座など、多様な方法によって男女共同参画意識の普及・啓発を行います。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人の割合[%]	男女共同参画社会に関する住民意識調査	56.6%	70%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
共催事業の数[件]	男女平等推進センター調べ	12件	35件

施策

② 子どもに対する男女平等教育・学習の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
53	男女平等教育を取り組む教育の推進	男女平等教育を教育指導の重点項目に盛り込むとともに、教職員の男女共同参画意識を高め、幼児を含めた子どもに対する男女共同参画の意識付けを保護者の協力も得ながら推進していきます。	男女平等推進センター 子ども若者課 保育課 指導課	★
54	教職員・保育士等に対する研修の充実	固定的な性別役割分担意識が子どもたちに伝達されることのないよう、教職員や保育士に対する男女共同参画に係る研修の充実を図ります。	子ども若者課 保育課 指導課	

施策

② 家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
48	男女共同参画の啓発事業の推進(再掲)	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	男女平等推進センター	★
55	両親学級・父親対象育儿講座における意識啓発	父親が参加する両親学級や育儿講座で男女共同参画の意識啓発を行い、男性の家事・育儿参加の推進・啓発を行います。	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	
56	中・高年の活動支援	定年後の社会参加促進を目的とした各種講座の開催を通じ、男性の活力を地域に活かせるような取組みを支援します。	地域区民ひろば課 学習・スポーツ課 高齢者福祉課	
57	男性の参画を積極的に促す講座の展開	家庭・地域における男性の参画を進める講座を企画し、実施します。開催形態を工夫するなどして、男性の参画を促進します。	男女平等推進センター 学習・スポーツ課	
58	ライフコースを見通した総合的なキャリア教育の推進	次代を担う子どもたちが個性と能力を發揮し、将来の夢や希望が実現できるように育っていくため、子どもの頃から、男女共同参画の理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう取組みを進めます。	指導課	
19	学校における性教育の充実(再掲)	発達段階に応じた性に関する正しい知識やエイズ等をはじめとする性感染症の問題について理解させると同時に、生命尊重の精神に根ざした行動がとれるよう指導を充実します。	健康推進課 長崎健康相談所 指導課	
50	災害対策への男女共同参画の視点の導入と女性の参画の促進(再掲)	救援センターごとに備える「救援センター運営マニュアル」の作成の際に妊産婦・障害者・高齢者など災害要援護者への配慮とともに、自主防災組織を中心とした女性防災リーダーの育成に努めてまいります。	防災危機管理課	

現状と課題

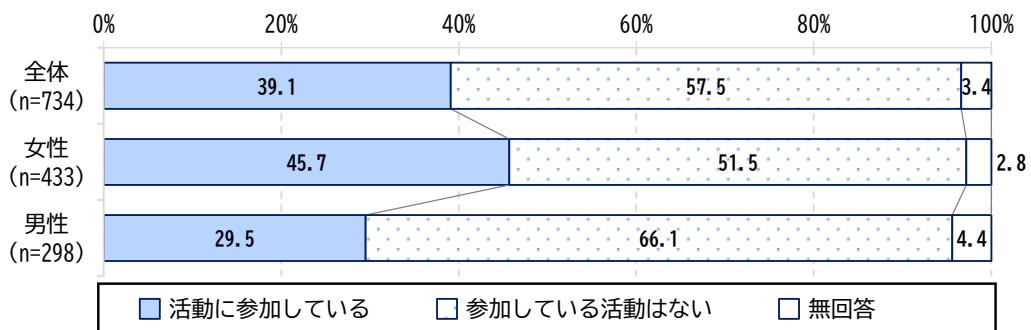
家庭と同様に、地域は人々にとって最も身近な暮らしの場です。地域活動や防災活動、まちづくりなど色々な分野において男女共同参画を進めることは、様々な視点や新たな価値観が取り込まれることになり、多様性のある社会の構築につながることが期待されます。

区民意識調査によると、自治会・町内会やP T A、ボランティア活動等地域活動への参加は男性より女性が多くなっていますが、一方で町会長やP T A会長など、活動の意思決定に関わる役職は男性が担っていることが多い現状があります。

地域における男女共同参画の拠点施設である男女平等推進センターは、地域で活動する団体の支援を通して男女共同参画を推進するため、様々な取組みを展開してきました。しかし、区民意識調査によると「地域で男女共同参画を推進するための人材育成・団体支援を行っている」ことを、6割以上の区民に認知されていない状況です。さらに、男女平等推進センターも区民に十分に認知されておらず、若い世代を中心に7割以上の区民が知らないという状況です。

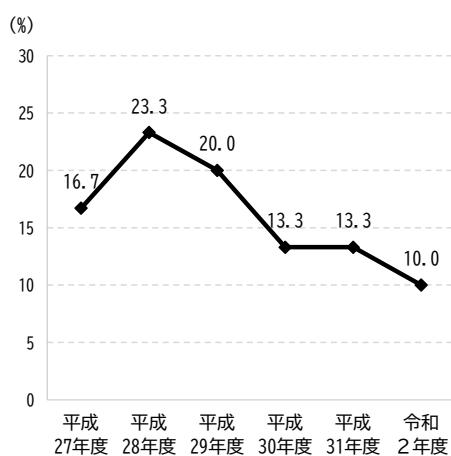
地域における男女共同参画の実現に向けて、様々な地域活動における意思決定の場への女性の参画の促進が求められます。そのためには、地域活動の主体となることが多い地域活動団体に対して男女平等意識を啓発するとともに、男女共同参画に関する活動を行う区民や団体との協働や支援を行うことが重要です。さらに、男女共同参画に関する活動の支援にあたっては、男女平等推進センターが中心となることから、男女平等推進センターやその取組みについての周知も必要となります。

◇地域活動への参加状況



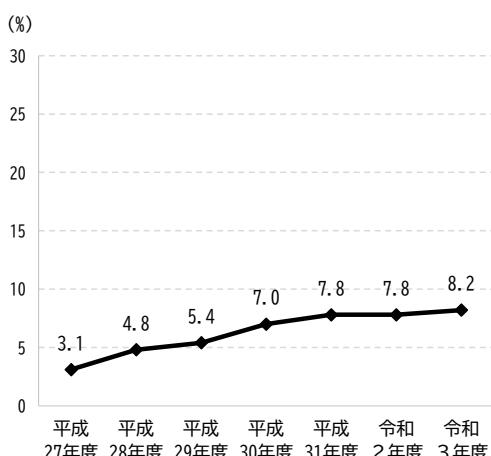
資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

◇PTA会長に占める女性の割合



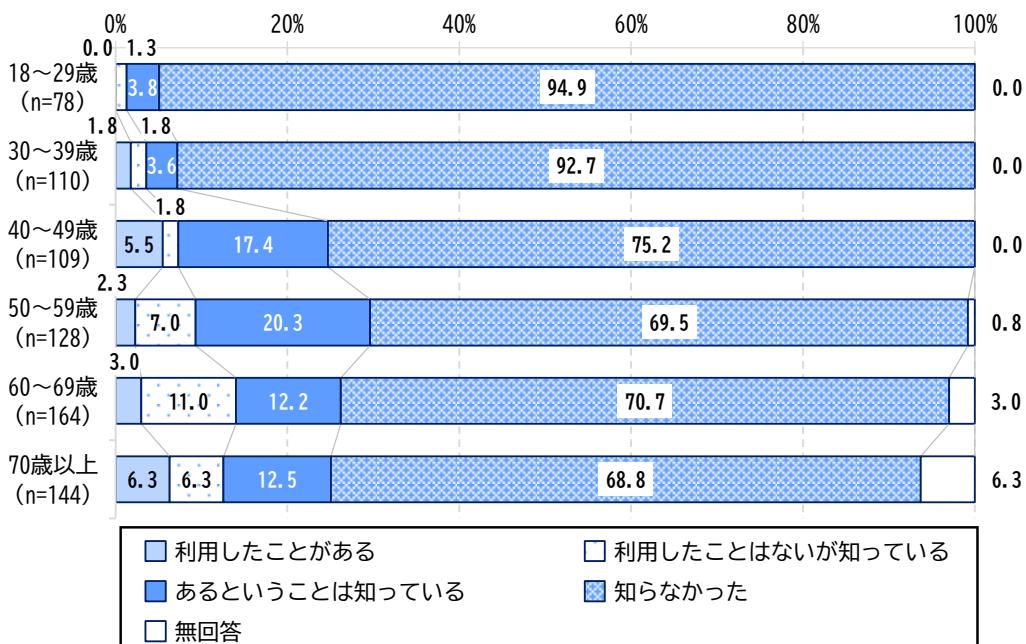
資料：豊島区男女平等推進センター調べ

◇町会長に占める女性の割合



資料：豊島区男女平等推進センター調べ

◇男女平等推進センターの認知度



資料：豊島区「男女共同参画社会に関する住民意識調査」（令和2年）より

施策の方向の考え方

- 町会・自治会や防災をはじめとする様々な地域活動分野において、多様な視点がバランスよく反映されるように、男性に対して活動への参加を促すとともに、女性リーダーを増やすためにジェンダー平等意識の向上に努めます。
- 区民や団体が企画提案の主体となる事業の拡大や交流を推進するなど、男女平等推進センターの機能を充実するとともに、男女共同参画の拠点施設としての認知度の向上を図ります。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和3年(2021年)度 4月1日時点	計画目標 令和8年(2026年)度
町会の会長に占める女性の割合[%]	区民活動推進課調べ	8.2%	20%

評価指標名	データの根拠	現状値 令和2年(2020年)度	計画目標 令和8年(2026年)度
「地域活動の場で男女平等になっている」と思う区民の割合[%]	男女共同参画社会に関する住民意識調査	21.8%	30%

施策

② 地域生活・地域活動における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
59	自治組織・地域活動団体への支援	住民自治組織や地域活動団体への支援を通じて、区民活動の活性化を図ります。また、男性の地域参加を推進するとともに、地域活動における女性リーダーの増加を目指します。	男女平等推進センター 区民活動推進課	

施策

②③ 自主的な活動への支援とネットワーク化の推進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
60	インターネット等を活用した情報提供の充実	男女平等や男女共同参画に関する情報を区の広報・ホームページやメールマガジンを活用して、広く情報提供を行っていきます。	男女平等推進センター	
61	男女平等推進センターにおける交流コーナーの充実	区民の自主的な学習・交流を行えるコーナーを提供し、充実していきます。	男女平等推進センター	
62	男女共同参画に関する活動をする自主的な団体に対する支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動している団体等に活動場所の提供などの支援を行い、その活動の活性化と交流の促進を図ります。	男女平等推進センター	★
63	区民企画事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関わる活動・学習をしている区民、団体が企画する各種講座、後援・共催事業を協働で実施し、区民の学習の機会の充実とグループの育成を目指します。	男女平等推進センター 学習・スポーツ課 庶務課	
64	学習グループ・大学等と連携した男女共同参画事業の実施	学習の拠点施設として、男女共同参画社会の実現に関わる学習をしているグループに対し、グループ間の交流の場の提供や学習機会を提供・支援するコーディネーター機能の充実を図ります。また、区内の大学等と連携し、大学を拠点に活動する団体との共催事業を推進します。	男女平等推進センター	

プランの積極的な推進

現状と課題

男女共同参画の施策は、保健、福祉、労働、教育、防災など幅広い分野にわたります。その施策を総合的かつ効果的に展開するためには、全庁的な取組みを推進することが重要です。そのため、それぞれの施策において、男女共同参画の視点を取り入れた取組みをより一層図れるよう「区職員の意識の醸成」と「プラン履行に係る体制の強化」を両輪で推進していくことが求められます。さらに、プランの推進にあたっては区民や事業者、NPO等に対する広報・啓発の充実を図るとともに、協働・連携する体制づくりも求められます。

施策の方向の考え方

- 男女平等推進センターは、区の男女共同参画を推進する上で中心となる施設です。男女共同参画社会の実現に向け、情報収集や発信、調査、研究など男女平等推進センターの機能を強化します。
- 区職員に対して情報提供や研修の実施、意識啓発などを進めます。
- 区民や事業者、団体等と連携・協働して豊島区の男女共同参画を推進するよう、取組みを進めます。

指標

評価指標名	データの根拠	現状値 令和元年（2019年）度	計画目標 令和8年（2026年）度
男女共同参画推進プラン実施状況調査において事業の取組み状況が高評価の割合[%]	男女共同参画推進プラン実施状況調査	93.4%	100%

施策

(24) エポック10（豊島区男女平等推進センター）機能の充実

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
60	インターネット等を活用した情報提供の充実(再掲)	男女平等や男女共同参画に関する情報を区の広報・ホームページやメールマガジンを活用して、広く情報提供を行っていきます。	男女平等推進センター	
65	男女平等や男女共同参画に関する区民意識調査の実施	区民への意識啓発の観点も含め、男女共同参画推進行動計画策定時に男女平等や男女共同参画に関する区民意識調査を実施・分析し、公表していきます。	男女平等推進センター	
66	男女平等推進センターにおける資料収集及び情報提供	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する資料や情報を収集し、提供します。	男女平等推進センター	
67	男女共同参画拠点施設としての男女平等推進センターの充実	広範・多岐にわたる男女共同参画施策を総合的に推進するために、各所管課が行っている計画事業の進捗状況のチェックや総合調整を行う機能を持った専管組織の一層の充実に努めていきます。	男女平等推進センター	★
68	「苦情処理」の充実	区民が申し出た苦情・救済について中立的な立場から苦情処理委員が調査・検討し、勧告及び意見表明を行います。この「苦情処理制度」について、広く区民に積極的な周知を図るとともに、行った勧告・意見表明の内容を公表し、推進します。	男女平等推進センター	
69	運営委員会との協働の推進	区民・登録団体代表による運営委員会を開催し、男女平等推進センターの運営及び周知に区民、利用者の意見・要望を反映させるとともに協働を進め、事業の充実を図ります。	男女平等推進センター	

施策

②5 男女共同参画についての行政職員・教職員の意識形成の促進

事業番号	事業名	事業の内容	所管課	重点事業
70	男女共同参画に関する職員等の意識・実態調査の実施	区職員の意識・実態調査を行い、意識啓発の観点も含めてあらゆる施策に男女共同参画の視点が導入されるよう働きかけます。	男女平等推進センター	
71	職層別の男女平等研修の実施	男女平等の職場づくりとあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って企画・立案・実施されるよう、全職員を対象に職層別に男女平等研修を定期的に実施します。	人材育成担当課長	
72	職員への男女共同参画に関する積極的な情報提供・意識啓発	あらゆる施策が男女共同参画の視点を持って企画・立案・実施されるよう、庁内への情報提供・意識啓発を継続的に実施します。また、職場内の慣習などを見直し、男女平等の職場づくりを推進します。	人材育成担当課長 男女平等推進センター	



エポック10（豊島区男女平等推進センター）の由来

エポック10とは英語で「Epoch 10」と表記し、「Epoch」は Equal Participation of Community Habitants の略で「地域住民の平等参加」を意味します。

男女共同参画推進の拠点としての精神を表現する「Epoch」という英単語の持つ意味から、新しい時代を創り出す拠点という願いが込められています。

「10」は、十人十色の10が、一人ひとりがその人らしく暮らせる社会づくりを目指す男女共同参画の理念にふさわしいため使用しています。

エポック10は令和4年度に創設30周年を迎えます。



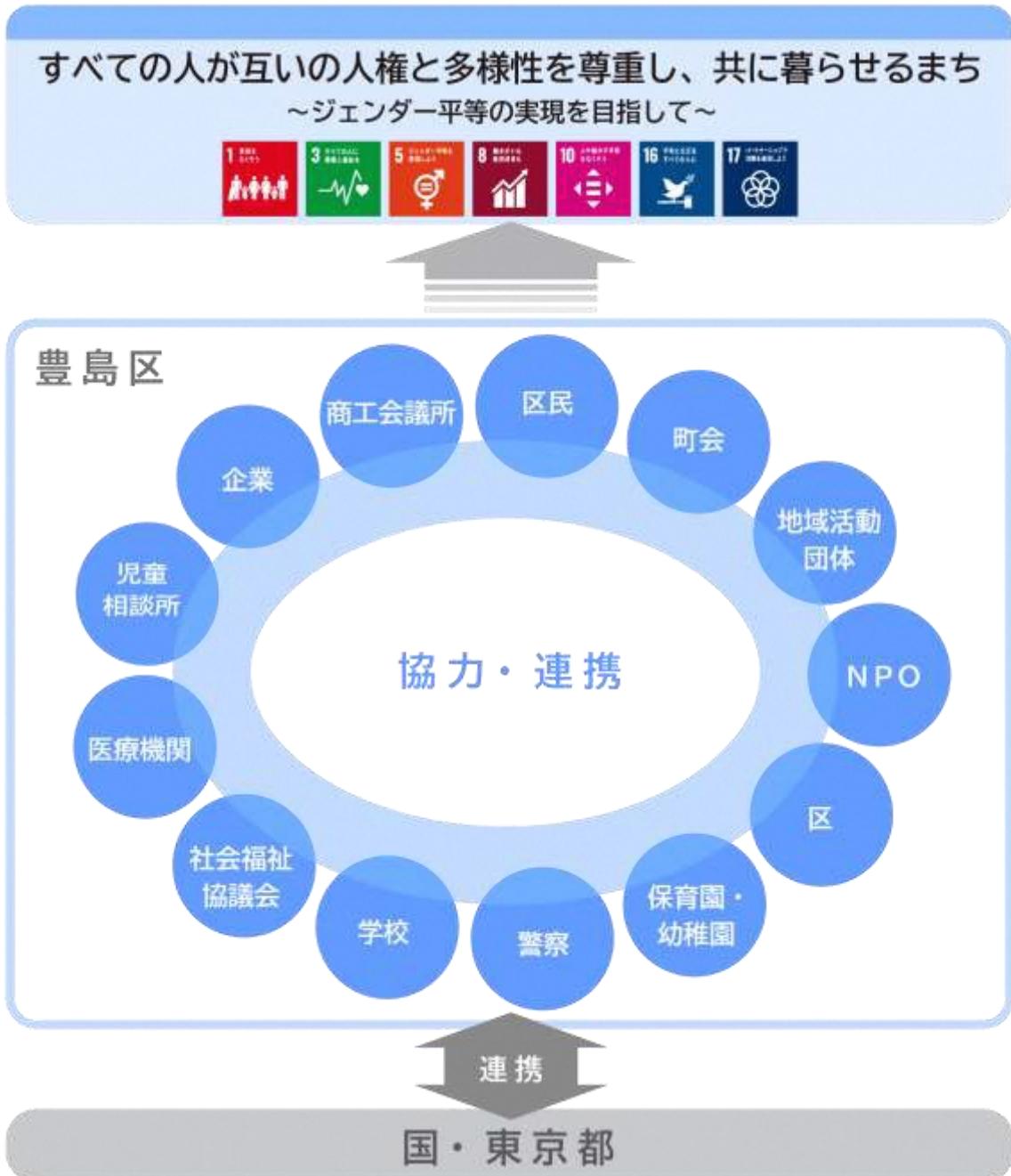
第3章

プランの推進

プランの推進体制

本プランは、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、人権、教育、健康、福祉など施策内容が多岐にわたっており、様々な主体との連携が不可欠になります。そのため、区民や団体、事業者、関係各課などと連携し、区全体として施策を推進し、将来像の実現を目指していきます。

■プランの推進体制



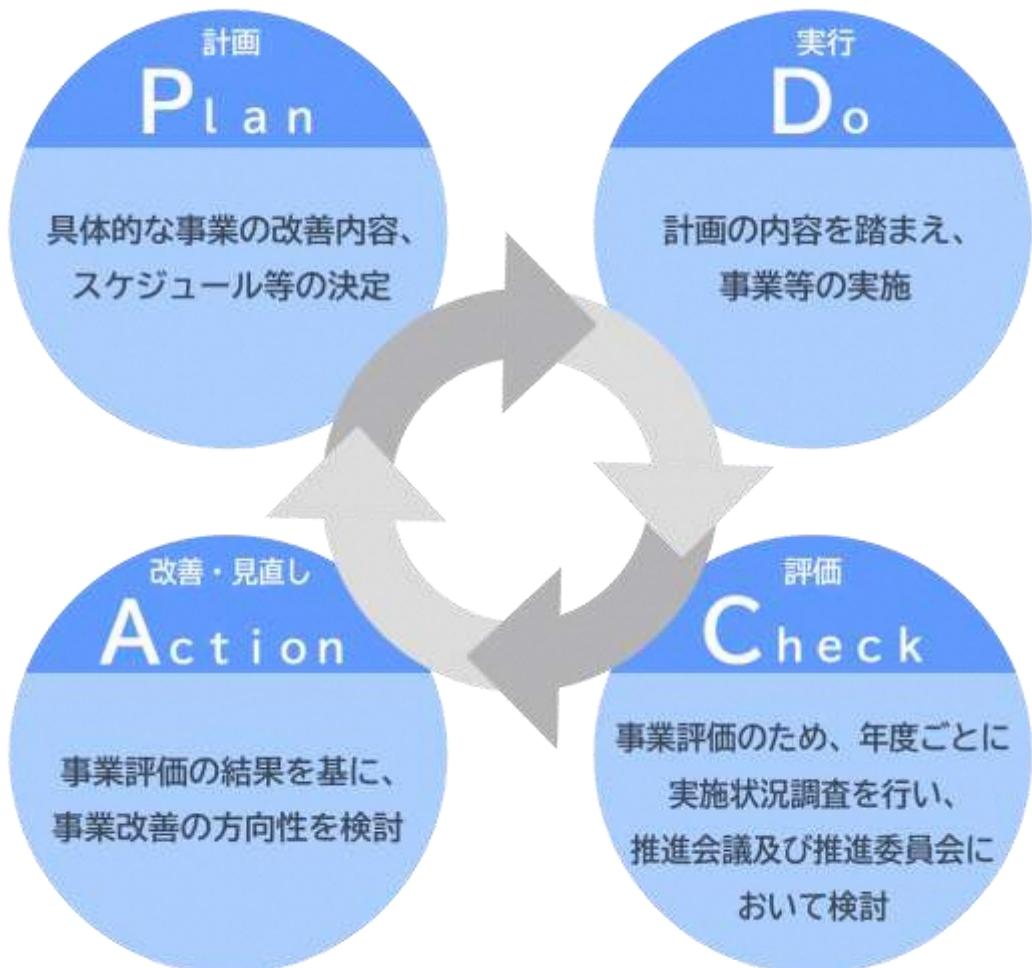
プランの評価・進捗管理

プランにおける年度ごとの取組み状況の確認・評価については、事業を実施している担当課において事業の内容を評価する実施状況調査を行い、結果の取りまとめを男女共同参画推進会議及び男女共同参画推進委員会（区の内部会議）に提出します。そこで検討を踏まえ、評価結果を次年度の事業改善につなげていきます。

また、施策の方向ごとに設定された計19の数値目標についても、毎年度確認して進捗状況や成果を把握し、5年後のプランの見直しにつなげます。

本プランがSDGsの達成を目指し、実効性のあるものとなるように、計画、実行、評価、改善・見直しの4段階を繰り返すPDCAサイクルによる継続的な改善を図っていきます。

■年度ごとの事業推進のイメージ



參考資料

本プランで掲載されている用語の解説を五十音順に示します。それぞれの用語に初出ページを記載しています。

【あ行】

●アウティング (p7)

他人の性自認・性的指向を、本人の了承を得ずに第三者に暴露すること。

●SNS(エスエヌエス) (p35)

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、スマートフォンやパソコンを使って人間関係を築き、深めることができるインターネット上のサービスのこと。代表的なアプリケーションには、LINE(ライン)やFacebook(フェイスブック)、Twitter(ツイッター)、Instagram(インスタグラム)などがある。

●LGBT(エルジービーティー) (p37)

性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称の1つであり、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)の頭文字をとった言葉である。

最近では、LGBTに「Q+(キュープラス)」を加えたLGBTQ+という言葉が使われる始めている。「Q」は2つの意味を表しており、1つ目のQuestioning(クエスチョニング)は、自分の性のあり方について、わからない、迷っている、決めたくない人等を表す言葉で、2つ目のQueer(クイア)は、元々風変わりな、奇妙なという意味で同性愛者を侮辱する言葉であったものが、当事者が前向きな意味で使い始めたため性的マイノリティを包括する言葉として使われている。「+」は、LGBTQ以外にも多様な性のあり方を包括できるようについている。

●エンパワーメント (p20)

社会的に不利な状況に置かれた人々のハンディキャップやマイナス面に着目して援助するのではなく、当事者が本来持っている長所・力・強さに着目して援助することで、当事者自身が自らの能力や長所に気づき、自信を得ることで、自ら主体的に取り組めるようになることを目指す理念のこと。

【か行】

●キャリアデザイン (p52)

将来、就きたい職業やなりたい自分を構想し、その実現に向けて職業人生を設計すること。

●苦情処理制度 (p29)

性別による差別等人権侵害に係る相談や苦情・救済の申出に対応するための制度で、「豊島区男女共同参画推進条例」に基づいて、区長が委嘱した専門家による苦情処理委員を設置している。

【さ行】

●性別役割分担意識 (p2)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

●ジェンダー (p4)

生物学的性別や性差を意味するセックスに対して、社会的・文化的に形成された性別や性差を意味する言葉。

●持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (p3)

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)を中心とし、序文、政治宣言、持続可能な開発目標、実施手段、フォローアップ・レビューで構成され、平成 27 年（2015 年）9 月にニューヨーク・国連本部開催の国連サミットで採択された、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標のこと。ここでのアジェンダとは、これから目標達成に向かって取り組むための議題のようなニュアンスを意味する。

●人身取引 (p37)

性的サービスや労働の強要等とも言われ、犯罪組織などによって、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて場所を移動させられたり、支配下に置かれたりして、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害である。

●性自認 (p2)

自分自身の性別を、自分でどのように認識しているかということ。「心の性」と言い換えられることがある。

●性的指向 (p2)

恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか、又は向かないかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

●性の商品化 (p37)

主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。売買春からポルノ、セックスアピールを利用した広告など広い意味で用いる。

●セクシュアル・ハラスメント (p7)

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる、身体への不執拗な接触、性的な会話や掲示などの性的な言動のこと。

【た行】

●男女共同参画社会 (p2)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会のこと。

●デートDV (p26)

結婚前の恋人間の暴力のこと。親密な関係になるにつれて、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすい。

●テレワーク (p40)

情報通信技術などを活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

●豊島区パートナーシップ制度 (p2)

互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した、一方又は双方が多様な性自認・性的指向の二人に対し、パートナーシップ届を受理したことを証明するためのパートナーシップ届受理証明書を交付する豊島区の制度。

●ドメスティック・バイオレンス(DV)(p2)

配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、避妊に協力しない、性的行為を強要する性的暴力などがある。

【は行】

●配偶者暴力防止法(p6)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律のこと。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力防止と被害者の保護を目的として、平成13年（2001年）に制定された。平成16年（2004年）、19年（2007年）、25年（2013年）、令和元年（2019年）に改正されている。被害者の保護に関しては、医師等には通報及び必要な情報提供を行うよう、また通報を受けた警察官には必要な措置を講ずるよう努力義務を課している。被害者の申し立てにより裁判所は、加害者に接近禁止や住居からの退去、電話等を禁止するなどの保護命令を出すことができ、加害者が命令に違反した場合は懲役または罰金に処せられる。「配偶者」には、事実婚、元配偶者、同居する交際相手も含まれる。「暴力」には、身体的暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。令和元年の改正では、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明文化された。

●パワー・ハラスメント(p7)

同じ職場で働く人に対し、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることや職場環境を悪化させること。

●フレックスタイム(p40)

労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めて働くことができる制度のこと。

●包括的性教育(p30)

性に関する知識だけではなく、ジェンダー平等や多様性、人権を含む教育のこと。

●ポジティブ・アクション(p8)

積極的改善措置。社会的・構造的な差別によって、不利益を受けている人たち（女性・少数民族・障害者など）に対し、実質的な機会均等を確保するための措置のこと。

【ま行】

●マタニティ・ハラスメント (p7)

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めなどの不利益な取扱いをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのこと。

●メディア・リテラシー (p38)

メディアが伝える様々な情報を主体的に取捨選択し、客観的に活用する能力のこと。また、メディアを適切に選択し発信すること。

【ら行】

●ライフステージ (p2)

人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などの成長過程や、就職・結婚・子育て・退職など節目となる出来事に応じて区分した各段階のこと。

●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (p30)

リプロダクティブ・ヘルスとは、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であること。リプロダクティブ・ライツとは、女性がいつ何人子どもを産むか産まないかを自由に選ぶ権利、安全で満足のいく性生活をおくる権利、安全な妊娠・出産の権利、子どもが健康に産まれ育つ権利のこと。

●労働力率 (p40)

就業者と完全失業者の合計が15歳以上の人口に占める割合のこと。

●ロールモデル (p50)

具体的な行動や考えを学習・模倣する対象となる人物のこと。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス (p2)

老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。これは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会をつくる基盤として重要とされている。

男女共同参画推進会議委員名簿

No.	職名	区分	氏名	所属
1	会長	委 員	治部 れんげ	ジャーナリスト
2	副会長		クリストッフェル クランツ	マス・メディア関係
3			木幡 収治	東京都労働相談情報センター (令和3年4月25日まで)
4			大谷 久美子	東京都労働相談情報センター (令和3年4月26日から)
5			高橋 慎二	豊島区小学校長 (令和3年3月31日まで)
6			比金 敏彦	豊島区小学校長 (令和3年4月1日から)
7			有里 真穂	区議会議員
8			ふま ミチ	区議会議員
9			星 京子	区議会議員
10			清水 みちこ	区議会議員
11		地域団体 登録団体等	ミラ ゾンターク	大学関係
12			北野 新弓	豊島区医師会
13			矢口 節子	エポック10登録団体
14			本村久美子	エポック10登録団体
15			原田 諭貴子	エポック10登録団体
16		区民	本田 茂樹	公募区民
17			望月 昌代	公募区民 (令和3年5月31日まで)
18			森 雅信	公募区民 (令和3年6月1日から)
19	オブザーバー	女性活躍推進 協議会	原 実則	女性活躍推進協議会委員 (令和2年10月27日から)
20			水谷 文	女性活躍推進協議会委員

プラン策定にあたって開催した会議の開催経過

(1) 豊島区男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会

開催日	議題
令和 2 年度	
第 1 回 令和 2 年 10 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年度第 4 次としま男女共同参画推進プラン実施状況報告について ・ 令和 2 年度豊島区男女共同参画苦情処理委員制度に基づく申出について ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プラン策定について
第 2 回 令和 3 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度としま男女共同参画推進プラン意見書に関する区の取組みについて ・ 男女共同参画社会に関する住民意識調査等の結果について ・ 第 4 次としま男女共同参画推進プラン評価指標について ・ 男女共同参画に関する現状と課題について ・ 苦情等申出について
令和 3 年度	
第 1 回 令和 3 年 5 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 次としま男女共同参画推進プランの評価について ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プランの将来像案について ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プランの体系について ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プランの骨子について
第 2 回 令和 3 年 7 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プランの将来像について ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プランの素案について
第 3 回 令和 3 年 9 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プランの素案について
第 4 回 令和 3 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プラン案について ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プランに係るパブリックコメントの実施について ・ 豊島区立男女平等推進センター条例の一部改正について
第5回 令和4年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 次としま男女共同参画推進プラン(案)のパブリックコメント実施結果について

(2) 豊島区男女共同参画推進委員会

開催日	議題
令和2年度	
第1回 令和3年3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ としま男女共同参画推進プランの概要について ・ 男女共同参画社会に関する住民意識調査等の結果について ・ 男女共同参画に関する現状と課題について ・ 第5次としま男女共同参画推進プラン策定のスケジュールについて
令和3年度	
第1回 令和3年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次としま男女共同参画推進プラン素案について
第2回 令和4年1月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5次としま男女共同参画推進プラン(案)のパブリックコメント実施結果について

(3) 第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画ワーキンググループ 第2次豊島区女性活躍推進計画ワーキンググループ

開催日	議題
第1回 令和3年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果について ・ 社会情勢について ・ 全般的な課題の抽出
第2回 令和3年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回のWGの振り返り ・ 追加の課題の抽出 ・ 課題への対応策
第3回 令和3年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回のWGの振り返り及び今回のWGの説明 ・ 課題への対応策

注) 第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画ワーキンググループと第2次豊島区女性活躍推進計画ワーキンググループは同日にそれぞれ開催しました。

平成 15 年 3 月 20 日条例第 2 号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止（第7条）

第3章 基本的施策等（第8条－第12条）

第4章 豊島区男女共同参画推進会議（第13条－第20条）

第5章 豊島区男女共同参画苦情処理委員（第21条－第27条）

第6章 雜則（第28条）

附則

私たちは、男女共同参画社会の形成を図るため、長年にわたり、積極的な取組を行ってきた。平成14年2月には、この取組の成果を踏まえ、男女共同参画都市宣言を行った。

これまでの取組により男女共同参画は前進してきているものの、今なお、性別に起因する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識及びそれに基づく社会的慣行が存在するなど、多くの課題が残されている。一方、様々な人々が互いの違いを理解し合い、認め合う重要性はますます高まっている。こうした中、男女の性別にとらわれず、性の多様性を尊重し合い、すべての人がともに生きていける社会の実現が求められている。

私たちのまち豊島区が、本格的な少子高齢化の進展、家族形態の変化などに適切に対応し、文化の風薫る、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、性別等にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことが大切である。

ここに、私たちは、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場において、性別等に起因する人権侵害を受けることなく、1人ひとりがその人らしく、分かち合い助け合い、ともに暮らすまち豊島区をつくることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念並びに豊島区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。
- (2) 性別等 生物学的な性別、性自認(自己の性別についての認識をいう。以下同じ。)及び性的指向(どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。)をいう。
- (3) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に居住する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は区内の学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人又は団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性自認若しくは性的指向に関する偏見に基づく言動を含む。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を無批判に受け止めるのではなく、主体的に読み解き、取捨選択して活用する能力及び当該メディアを通じて意思疎通する能力をいう。
- (7) パートナーシップ 互いを人生の伴侶とし、日常の生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認又は性的指向の2人の者の関係をいう。
- (8) パートナー パートナーシップにある者の方からみた相手方をいう。

(平31条例5・一部改正)

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成を図るため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること、暴力が根絶されること等人権が尊重されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず、すべての人の社会活動における選択の自由が制約されないこと。
- (3) すべての人が、社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) すべての人の性と生殖における健康と権利が尊重され、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- (5) すべての人が、社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の責任(以下「家庭責任」という。)を分かち合うとともに、家庭生活及び社会生活における活動を両立することができること。

(6) すべての人が、国籍にかかわりなく、その個性と能力を発揮し、ともに社会に参画し、責任を分かち合うことができること。

(7) すべての人の性自認又は性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。

(8) 幼児教育、学校教育及び生涯学習において、男女平等の理念及び性の多様性を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。

(平31条例5・一部改正)

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定し、実施するものとする。

2 区は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。

3 区は、男女共同参画施策を実施するに当たっては、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、あらゆる分野の活動において、男女共同参画について理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 性別等に起因する人権侵害の禁止

(平31条例5・改称)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、性別等による差別的取扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメントを行ってはならない。

3 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、パートナー若しくは交際相手である者又はあった者に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力行為を行ってはならない。

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別等に起因する人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

5 何人も、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止してはならない。

6 何人も、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

(平31条例5・一部改正)

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第8条 区は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策の実施に努めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する調査研究、情報の収集分析並びに区民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。
- (2) 男女共同参画の推進に関する啓発活動等を充実するとともに、学校教育を始めとする生涯にわたる学習支援において、男女共同参画の推進のための必要な措置を講ずること。
- (3) 区民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、助言等必要な支援を行うこと。
- (4) すべての人が個人として尊重され、性別等による差別的な取扱いを受けることがないよう必要な措置を講ずること。
- (5) セクシュアル・ハラスメント又は婚姻、妊娠、出産、育児若しくは介護に関するハラスメント及び配偶者、パートナー若しくは交際相手である者又はあった者に対する暴力的行為の防止を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行うこと。
- (6) 性と生殖に関する健康と権利が尊重され、自己決定による選択ができるよう必要な措置を講ずること。
- (7) 社会の制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識の影響を受け、すべての人の社会活動における選択の自由が制約されることのないよう必要な措置を講ずること。
- (8) あらゆる分野の活動の意思決定過程において、性別等を理由に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。
- (9) 家庭責任を持つすべての人が家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう必要な措置を講ずること。
- (10) すべての人がメディア・リテラシーを身に付け、向上が図られるよう必要な措置を講ずること。

(平31条例5・一部改正)

(パートナーシップ制度)

第8条の2 区長は、パートナーシップの届出があったときは、規則で定めるところにより、受理証明書を交付することができる。

- 2 前項の受理証明書の交付を希望する者は、規則で定めるところにより、届出書その他必要な書類を添付した上で、区長に届け出なければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度に関し必要な事項は、規則で定める。

(平31条例5・追加)

第8条の3 事業者は、その社会活動の中で、前条第1項に規定する受理証明書を最大限に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平31条例5・追加)

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 9 条 区長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について報告を求めることができる。

2 区長は、前項の報告に基づき、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画の推進について適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(行動計画)

第 10 条 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ、豊島区男女共同参画推進会議の意見を聴かなければならない。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 前 2 項の規定は、行動計画を変更する場合について準用する。

(年次報告)

第 11 条 区長は、行動計画に基づく施策の実施状況等について、年次報告を作成し、これを豊島区男女共同参画推進会議に報告するとともに、区民に公表するものとする。

(拠点施設)

第 12 条 区長は、豊島区立男女平等推進センターを拠点施設として、男女共同参画施策を実施するとともに、区民及び事業者による男女共同参画の推進の取組を支援するものとする。

2 区長は、前項の拠点施設の運営に当たっては、区民との連携と協働の下に行うものとする。

第 4 章 豊島区男女共同参画推進会議

(設置)

第 13 条 男女共同参画の推進を図るため、区長の附属機関として、豊島区男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 14 条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 区長の諮問に応じ、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画施策の実施状況について、必要に応じ調査審議し、区長に意見を述べること。
- (3) 豊島区男女共同参画苦情処理委員の求めに応じ、男女共同参画の推進に関する苦情等の処理について調査審議し、区長に意見を述べるとともに、当該豊島区男女共同参画苦情処理委員に報告すること。

(組織)

第 15 条 推進会議は、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 4 割未満であってはならない。

(委員の任期)

第 16 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 17 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 18 条 推進会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 19 条 推進会議は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 20 条 推進会議の庶務は、総務部において処理する。

第 5 章 豊島区男女共同参画苦情処理委員

(設置)

第 21 条 区民からの次条第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)及び同項第 2 号に掲げる事項に係る救済の申出(以下「救済の申出」という。)を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、豊島区男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

(申出の範囲)

第 22 条 区民が苦情処理委員に申し出ることができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- (2) 性別等による差別等男女共同参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に

関する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、苦情の申出及び救済の申出を行うことができない

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 区議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(4) 苦情の申出又は救済の申出の処理に関する事項

(平31条例5・一部改正)

(所掌事務)

第23条 苦情処理委員は、苦情の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

(1) 苦情の申出に係る調査

(2) 区の施策に係る是正等の措置の勧告及び改善意見の表明

(3) 前号の勧告及び改善意見の内容の公表

2 苦情処理委員は、救済の申出について、必要があると認めるときは、関係者の協力を得て、次に掲げる事務を行う。

(1) 救済の申出に係る調査

(2) 関係者に対する、助言、指導及びあっせん

(3) 関係者及び関係機関に対する、人権侵害の是正の要請

3 苦情処理委員は、苦情の申出及び救済の申出の処理について必要があると認めるときは、当該申出を行った者の同意を得て、推進会議の調査審議を求めることができる。

4 第1項及び第2項の場合において、苦情処理委員が他の機関において処理することが適当であると認めるときは、当該苦情の申出又は救済の申出を行った者に対して他の機関を紹介することができる。

(定数等)

第24条 苦情処理委員は、3人以内とし、男女共同参画(性の多様性を含む。)の推進に関し優れた人格識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

(平31条例5・一部改正)

(兼職等の禁止)

第25条 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、区と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 前2項に定めるもののほか、苦情処理委員は、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(委員の任期)

第26条 苦情処理委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、在任期間は、通算して

6年を超えることができない。

(庶務)

第27条 苦情処理委員の庶務は、総務部において処理する。

第6章 雜則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第14条(第3号に係る部分に限る。)及び第5章の規定は、平成15年7月1日から施行する。

附則(平成31年3月25日条例第5号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

公布	平成十一年 六月二十三日法律第七十八号
改正	同 十一年七月十六日同 第百二号
最終改正	同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はず、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のある分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団

体が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員 その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布 平成十三年四月十三日法律第三十一号

施行 平成十三年十月十三日

最終改正 令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に

有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するためには必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他

の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月

を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一條 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二條 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達するこ

とができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならぬ。

ばならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第十四項まで、第十一条第	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

二項第二号、第十二条 第一項第一号から第 四号まで及び第十八 条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚 姻が取り消された場 合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関する相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年七月三日法律第七十二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二十六日法律第四十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布 平成二十七年九月四日法律第六十四号

施行 平成二十七年八月二十八日

最終改正 令和元年六月五日法律第二十四号

目次

前文

第一章 総則（第一条－第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条－第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条－第二十九条）

第五章 雜則（第三十条－第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条－第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇

進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一

般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。) を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二條 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき

当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関する知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十九年三月三十一日法律第十四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の

項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二十四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律
第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

男女共同参画のあゆみ年表

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
国連婦人の十年 一九七六年～一九八五年	1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議を開催 ・「世界行動計画」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部に参与を設置 ・婦人問題企画推進本部会議を開催 ・総理府に「婦人問題担当室」発足 ・「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母の育児休業に関する法」成立 [1976.4.1 施行] 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年婦人のつどいを開催
	1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「民法の一部を改正する法律」改正（離婚復氏制度） [1976.5.21 施行] 	<ul style="list-style-type: none"> ・都民生活局婦人計画課設置
	1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都婦人相談センター」発足
	1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定
	1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都婦人情報センター」発足
	1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」～平等、発展、平和中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後期行動プログラム」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 ・婦人問題企画推進本部が国連婦人の十年中間年全国会議を開催 	
	1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊島区基本構想」策定
	1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ・総務課婦人問題主査設置 ・「豊島区基本計画」策定 [1982～1992年度]

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
1983年 (昭和58年)			・「婦人問題解決のための新東京都行動計画-男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	・区政モニターアンケート調査実施「婦人問題について」
1984年 (昭和59年)	・国連婦人の十年～平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキヤップ地域政府間準備会議（東京）を開催	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」改正 ・（父母両系血統主義採用） [1985.11.1 施行]		・「豊島区婦人の意識と生活実態調査」発表 ・「婦人問題意識アンケート」実施
1985年 (昭和60年)	・国連婦人の十年～平等、発展、平和ナイロビ世界会議（西暦2000年にむけての）を開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」成立 [1986.4.1 施行] ・「女子差別撤廃条約」批准、発行	・国連婦人の十年都民会議を開催	・豊島区婦人児童部婦人青少年課婦人係設置 ・豊島区婦人問題懇話会設置

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
1986年 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議を開催 ・「国民年金法等の一部を改正する法律」改正 [1986.4.18 施行]		
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・婦人問題企画推進本部参与拡充 ・「労働基準法の一部を改正する法律」改正 [1988.4.1 施行]		・豊島区婦人問題懇話会から「婦人問題解決に向けての3つの柱にもとづく90提言」報告
1988年 (昭和63年)				・豊島区婦人行動計画策定委員会設置 ・「男女共同社会をめざして～としま150プラン～豊島区婦人行動計画」策定 [1989～1998年度]
1989年 (昭和64年 /平成元年)		・学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)		・豊島区婦人行動計画推進委員会設置 ・としま150プラン区民会議設置

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択 			<ul style="list-style-type: none"> 職員の男女平等意識に関する調査の実施
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 「育児休業等に関する法律」成立 [1992.4.1 施行] 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性問題解決のための東京都行動計画－21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 男女平等推進基金設置 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期としま150プラン区民会議設置 としま女性センター（仮称）工事着工 としま女性センター※愛称・シンボルマーク決定
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 我が国初婦人問題担当大臣誕生 	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人 東京女性財団設立 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発誌「えぼっくめいかー」発刊 「豊島区立男女平等センター条例」施行 「豊島区児童女性部女性青少年課」へ名称変更 豊島区女性史「風の交叉点」第1集発行 「豊島区立男女平等推進センター」開設 豊島区男女平等推進センター運営委員会設置
1993年 (平成5年)		<ul style="list-style-type: none"> 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」成立 [1993.12.1 施行] 		<ul style="list-style-type: none"> 「豊島区女性の生活実態・意識調査」報告書発行 豊島区女性史「風の交叉点」第2集発行 第3期としま150プラン区民会議設置
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> 「開発と女性」に関する第2次アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 婦人問題企画推進本部を廃止し、男女共同参画推進本部 設置 		<ul style="list-style-type: none"> 豊島区女性史「風の交叉点」第3集発行 女性問題啓発資料「男が語る～家族・家庭」発行
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回国連世界女性会議を開催 「北京宣言及び行動綱領」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> IL0156号条約批准 「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）[1999.4.1 施行] 	<ul style="list-style-type: none"> 東京ウィメンズプラザ開設 	<ul style="list-style-type: none"> 第4期としま150プラン区民会議設置
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画推進連携会議」（えがりてネットワーク）発足 国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 豊島区女性史「風の交叉点」第4集発行

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置（法律） 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」成立 [1999.4.1 施行] 「介護保険法」成立 [2000.4.1 施行] 		<ul style="list-style-type: none"> 第5期としま 150 プラン区民会議設置
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法～男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり～」答申 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進のための東京都行動計画 男女が平等に参画するまち東京プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区男女共同参画推進懇話会設置 男女平等社会に関する住民意識調査の実施
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ESCAP ハイレベル政府間会議（バンコク） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」成立 [1999.6.23 施行] 「食料・農業・農村基本法」成立（女性の参画の促進を規定）成立 [1999.7.16 施行] 男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」成立 [1999.11.1 施行] 		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進行動計画（仮称）策定委員会設置
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会女性2000年会議を開催 「ミレニアム開発目標」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会から「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方・21世紀の最重要課題」答申 「児童虐待の防止等に関する法律」成立 [2000.11.20 施行] 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立 [2000.11.24 施行] 男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都男女平等参画基本条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区男女共同参画推進懇話会から「21世紀への提言・男女共同参画社会をめざして～豊島区男女共同参画推進懇話会提言～」報告 豊島区男女共同参画白書「豊島区における男女共同参画の現況」発行 総務部男女共同参画推進課設置
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 両立支援の方針決定 内閣府に男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 [2001.10.13 施行] 男女共同参画会議設置 		<ul style="list-style-type: none"> 「としま男女共同参画推進プラン～豊島区男女共同参画推進行動計画～」策定 [2001～2010年度] 豊島区男女共同参画推進会議設置

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> 男女平等参画のための東京都行動計画「チヤンス＆サポート東京プラン2002」策定 DV支援センター業務開始 	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区男女共同参画都市宣言
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」成立 [2003.7.16 施行] 「少子化社会対策基本法」成立 [2003.9.1 施行] 女性のチャレンジ支援策の推進 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 [2004.7.16 施行] 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進基金廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区基本構想策定 豊島区男女共同参画推進条例制定
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ESCAP ハイレベル政府間会合（バンコク） 「バンコク・コミュニケ」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者暴力防止法」改正並びに同法にもとづく基本方針策定 「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 [2005.4.1 施行] 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」改正 [2004.7.8 施行] 「人身取引対策行動計画」策定 		
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10」）を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次男女共同参画基本計画」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進センター勤労福祉会館へ移転 住民意識・職員意識調査の実施
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正 [2007.4.1 施行] 東京都男女共同参画担当大臣会合 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」答申 「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 	「豊島区基本計画」策定 [2006～2015年度]

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 [2008.4.1 施行] 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 [2008.1.11 施行] 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等参画のための東京都行動計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「としま男女共同参画推進プラン」改定 [2007～2011年度]
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」策定 「次世代育成支援対策支援法」改正 [2009.4.1 施行] 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定 		
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ESCAP ハイレベル政府間会合(バンコク) 「バンコク宣言」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正 [2010.6.30 施行] 「人身取引策定行動計画 2009」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 住民意識調査・職員意識調査・教員意識調査の実施 豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度開始
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> 第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)記念会合(ニューヨーク)「宣言採択」 UN Women創設(国連・ジェンダー関連既存4組織の統合) APEC 第15回WLN(女性リーダーズネットワークを開催(日本)) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第3次男女共同参画基本計画」策定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 		
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> APEC 女性と経済サミット(サンフランシスコ) 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本震災復興基本法策定(基本理念に「女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」が明記された) 		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の視点による防災・復興対策検討委員会」設置
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会を開催 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に女性活力・子育て支援担当大臣を設置 「子ども・子育て支援法」成立 [2013.4.1 施行] 「育児・介護休業法」全面施行 [2013.4.1 施行] 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等参画のための東京都行動計画」改定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「としま男女共同参画推進プラン(第3次豊島区男女共同参画推進行動計画及び豊島区配偶者等暴力防止基本計画)」策定 [2012～2016年度]

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
2013年 (平成 25 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 [2014.1.3 施行] 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」改定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正 [2013.10.3 施行] 「男女雇用機会均等法」改正 [2014.7.1 施行] 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立 [2016.4.1 施行] 		<ul style="list-style-type: none"> 「虐待と暴力のないまちづくり宣言」を採択 配偶者暴力相談支援センター設置
2014年 (平成 26 年)	<ul style="list-style-type: none"> 第 58 回国連婦人の地位委員会を開催 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案を採択 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム (WAW!) を開催（東京） アジア太平洋経済協力 (APEC) 女性と経済フォーラム（北京）を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 内閣府に女性活躍担当大臣を設置 「雇用保険法の一部を改正する法律」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」改正 [2015.4.1 施行] 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 [2015.4.1 施行] 「児童買春・ポルノ禁止法」改正 [2014.7.15 施行] 「人身取引対策行動計画 2014」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都女性活躍推進会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> としま F 1 会議を開催 日本創成会議が都西部で唯一「消滅可能性都市」に認定
2015年 (平成 27 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」を採択 第 59 回国連婦人の地位委員会（通称「北京 +20」）を開催 アジア太平洋経済協力 (APEC) 女性と経済フォーラム（マニラ）を開催 UN Women 日本事務所開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立 [2016.4.1 施行] 「事業主行動計画策定指針」策定 輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会行動宣言賛同者ミーティングを開催 		<ul style="list-style-type: none"> 住民意識調査・職員意識調査・教員意識調査・配偶者等による暴力相談実態調査・DV 被害者に対する対応状況アンケートの実施 豊島区民ワークショップ（男女共同参画わいわいトーク）実施
2016年 (平成 28 年)	伊勢志摩サミットを開催（女性の活躍推進を力強く発信）		「東京都女性活躍推進白書」策定	「豊島区基本計画」策定 [2016～2025 年度]

西暦 (和暦)	世界の動き	日本の動き	東京都の動き	豊島区の動き
2017年 (平成 29年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業、介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正 [2017.1.1 施行] 「性犯罪に関する改正刑法」成立 [2017.7.13 施行] 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 	
2018年 (平成 30年)		<ul style="list-style-type: none"> 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 [2019.4 順次施行] 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> 「多様な性自認・性的指向対応指針」策定 「審議会における女性委員の比率向上計画」策定 [2018～2021 年度]
2019年 (平成 31年 /令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> W20 日本を開催(第 5 回 WAW!と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」改正 [2020.4.1 施行] 「配偶者暴力防止法」改正 [2020.4.1 施行] 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」制定 「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> WLB 区内意識調査 「豊島区男女共同参画推進条例」改正 パートナーシップ制度開始 (参考) 区議会が「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国へ提出
2020年 (令和 2年)		<ul style="list-style-type: none"> 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正による職場におけるハラスメント対策強化 		<ul style="list-style-type: none"> 「SDGs 未来都市」 「自治体 SDGs モデル事業」に選定 住民意識・職員意識調査の実施
2021年 (令和 3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」改正 [2021.6.16 施行] 		<ul style="list-style-type: none"> (参考) 区議会が「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」を国へ提出

虐待と暴力のないまちづくり宣言

わたしたちは

すべての人が、大切な人との関係において
心からのやすらぎを得られるように
ここに「虐待と暴力のないまちづくり」を進めることを宣言します

子どもへの虐待、夫婦や恋人同士の間で起きる暴力、
高齢者・障害者への虐待は、
被害者の人権を著しく侵害し
心身に回復困難な傷をもたらします
暴力はいかなる理由があっても、決して許されるものではありません

子どもたちが

生まれて初めて知る家庭という小さな社会の中で
身近な大人から暴力を学ぶことのないよう
わたしたちは、家庭から、地域から
あらゆる暴力を根絶していきます

親密な間柄で起きる暴力や虐待に終止符を打つため
無関心という一番の暴力を捨て
区民一人ひとりができる考えを考え
セーフコミュニティ国際認証都市として
ともに安全・安心なまちづくりのために
取り組んでいきましょう

平成 25 年 2 月 15 日

豊 島 区

第5次としま男女共同参画推進プラン

第5次豊島区男女共同参画推進行動計画

第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画

第2次豊島区女性活躍推進計画

令和4（2022）年3月

発行：豊島区立男女平等推進センター

（エポック10）

住所：豊島区西池袋二丁目37番4号

電話：03-5952-9501